

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成27年6月26日(金) 開会時間 午前 10時00分  
閉会時間 午後 4時01分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 佐藤 茂樹  
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 皆川 巖  
渡辺 淳也 高木 晴雄 早川 浩 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義 農政部技監 西野 孝  
農政部技監 渡邊 祥司  
農政総務課長 丹澤 尚人 農村振興課長 伏見 勝  
果樹食品流通課長 土屋 重文 農産物販売戦略室長 大久保 雅直  
畜産課長 駒井 文彦 花き農水産課長 清水 靖  
農業技術課長 相川 勝六 担い手対策室長 依田 健人 耕地課長 福嶋 一郎

公営企業管理者 矢島 孝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 赤池 隆広  
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘 エネルギー政策課長 井出 仁  
企業局総務課長 廣瀬 久文 企業局電気課長 日向 一郎

議第(付託案件)

第61号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

第63号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第二条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、エネルギー局・企業局関係産業労働部・労働委員会関係、観光部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午後2時40分まで農政部関係の審査(途中、午前11時30分から午後1時00分まで、午後2時8分から午後2時40分まで休憩)を、午後2時43分から午後4時1分までエネルギー局・企業局関係の審査を行った。産業労働部については6月29日に審査を行うことになった。

主な質疑等 農政部

第63号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第二条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの付託案件

質疑

(やまなし農業施策大綱策定事業費について)

白壁委員 何点かお伺いさせていただきたいと思います。まず、やまなし農業施策大綱策定ですが、これはいろいろ変化してきたものでありますが、今回の内容では、具体的にどう変えていこうとしているのか、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

丹澤農政総務課長 新たな大綱につきましては、農政関係の総合計画として策定しているものですので、全体とすれば、農村の振興、農業の活性化を含め、総合的な計画です。今回の策定におきましては、今後の農業振興の目標の1つにもうかる農業の展開を掲げたところがございます。これに基づきまして、特色ある県産食材の生産、あるいは需要に応じた販路の拡大に焦点を当てまして、積極的に取り組んでいくという考え方でございます。

白壁委員 これは前にもあったいわゆるルネサンスの関係で、そのルネサンスから今回知事が変わり公約が変わったということでバージョンアップしたのかどうかのかわかりませんが、旧ルネサンスとどんな点が違うのだろうか。

丹澤農政総務課長 本県農業の基本的な指針でございますので、総合的なものという中で、今回の大綱におきましては、前のルネサンス大綱とは違い、農業所得の向上に焦点を当て、最終的には具体的な経営モデルをお示しするなどして農家所得の向上に資する内容にしたいと考えております。

白壁委員 旧ルネサンス大綱ももうかる農業ってうたってあったと思うんだけど。今回は名前を変えて、農林水産省出の知事でありますから新たなものをつけ加えていくと思うのですが、旧ルネサンスにもあったことは間違いないと思います。農業従事者1人当たりだとか、農家1軒の収入だとか具体的な目標とするところがあるのか。

丹澤農政総務課長 現時点では、今後開催いたします外部の検討委員会、関係団体等の意見を聞きながら、最終的には具体的な目標を決定していきたいと考えております。

白壁委員 ということは、具体的な目標はまだ決定していないということで、これから決定するというのか。俗に言う農業生産額が1,300億円とか出ていますよね。最近は落ちてきて900億円を切るようですが、最終的に上げていこうと言っている。それを考えていったとき、やはり1人当たりこうだとか、農家1軒当たりこうだとか、今度法人化したり大規模化したりするのかもしれないけれども、総体的なものをもっと上げていこう、そのために1人当たりどうやっていこう、幾らぐらいにしていこうということは必要だと思うんだけど、たしか1,000万円ぐらいを目指す話ぐらいなければ、本当の農業従事者というのは成り立たないという話が前期も前々期もあったと思います。だから、その

辺が明確になっていないと、調査しながら決めていくというだけではだめだと思う。

例えば計画の中で、山梨でないにしても、国でこうだとか、こういう農業では1,000万円ぐらいとか800万円とかというものがあつたような気がします、わかりませんか。

丹澤農政総務課長 普及のレベルでそういう所得を示したものはございますが、今回の大綱の中では、経営規模に応じて、委員御指摘のとおり、500万円とか1,000万円とか、ある程度具体的に目指すべき所得と、その経営規模、経営内容がわかるようなモデルをお示ししたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 企業で勤めている人よりも高いぐらいの収入がないと、3Kだとか4Kだということもあるから、少しでも高めるために頑張ってください。具体的にどんな工程、スケジュールで行く予定なのか。

丹澤農政総務課長 今後につきましては、予算を御承認いただいた後、7月中には外部の意見を聞くための検討委員会を設置して、開催をしたいと考えてございます。その検討をいただく中で、素案については10月をめどに取りまとめ、パブリックコメントを実施いたしますとともに、県議会でも御論議をいただいた上で、年内には新たな大綱を策定したいと考えております。以上でございます。

白壁委員 農業といってもいろいろあって、先ほど各課長が説明してくれたようにさまざまな農業があるんだけど、目指す農業というのは、どういう農業でどの程度の収入を考えるのか。例えば果樹の人たちは1,100万円を目指したいとか、高額であるとか、花卉の人たちはもっと高い商品があるからだとか、こういう分け方というのはどう考えるのか。

丹澤農政総務課長 検討委員会の委員には、水産、畜産含めて委員をお願いしたいと考えております。最終的にお示しする経営モデルにつきましては、各地域の特性に合ったものということでございますので、果樹地域には果樹地域に合った果樹を主体とした経営モデル、富士北麓地域等につきましてはそういう特産を主体にした経営モデルということで、具体的に500万円、1,000万円レベルになるうかと思えますけれども、経営モデルをお示ししたいと考えております。

白壁委員 そこにこだわるというのは、先ほどから言うとおり、企業に勤めている人は年収1,000万円です、農業をしている人は年収200万円です、300万円ですといったら、農業やる人少なくなってしまうよね。それは年齢にもよるのかもしれないし、機械化によっても違うのかもしれない。ただ、いくらかでも農業従事者の収入を上げていく努力をしてほしいということです。

ただ、さっきも協議会を開いてと言っていました、有識者とか知識者とかという人たちというのは、机上の空論の人たちばかりで、本当はそこで働いている人たちの収入をいかに上げるか、その人たちの意見を聞くということが一番重要だと思うのだけど、この点についてどう考えるのか。

丹澤農政総務課長 1回目の検討委員会を開きまして御意見をいただいた後になりますが、8月ごろから農務事務所単位に地域の説明会を開催いたします。その中で、大綱策定の基本的な考え方も御説明し、あわせて、生産者や市町村JA等の関係団体を含めまして、幅広く現場の意見を聞いてまいりたいと考えております。以

上でございます。

(クニマス展示施設整備事業費について)

白壁委員

ぜひそういう方向で努力をしていただきたいと思います。

ほかにも幾つかあるのですが、地元の関係が1つ出ていたので、これを聞いておかなければならない。クニマスの展示施設整備事業費ですが、当初つくりましょうと言ってから、幾つかの要因があって、遅延しましたね。私が一般質問したときには、今年のいつごろ検討して、来年度の何月を完成と言っていたのがおくれました。地元では相当待ち遠しいのだけど、現状の工程では、いつごろ着工していつごろ完成するのか。

清水花き農水産課長 今後のスケジュールですが、今年度に繰り越しをして、5月で実施設計が完成しましたので、今回予算成立後には入札の公示を7月中に行います。入札につきましては8月の下旬を予定しておりまして、工事の着工が9月の下旬ということになります。完成が28年3月ということ、開館につきましては、次年度28年の4月を予定しております。

白壁委員

4月オープンはいいいんだけど、ちょうどかき入れのときに工事するということですね。冬場、あそこはコウモリ穴があるからクローズしているから、本当はそういう時期に工事をするべきなんだけど、おくれた原因は何なのか。

清水花き農水産課長 昨年度クニマス展示施設の計画を立てるに当たりまして、基本設計を4月に行いました。当初、9月の補正で実施設計をお願いする予定でしたが、地元と色々な調整等かかりまして、9月の実施設計が12月に延びたことがあります。そういうこともあり若干おくれましたが、着工につきましては、地元からトップシーズン中の6月、7月、8月については工事をしないでほしいという要請がありましてので、9月の着工になります。ただし、コウモリ穴に入る方の制限をなるべくしないように、この期間も工事は着工いたしますが、入園者等の障害にならないような形で進めていきたいと考えております。

白壁委員

ということは、トップシーズの夏場は工事しないと、それが終わってからやるということですね。わかりました。

たしかこれは、事業費は県単ではなく、国補が絡んでいたと思うんだけど、その比率を教えてください。

清水花き農水産課長 国の交付金を半分いただきまして、2分の1国補、県単2分の1で工事を進めていきたいと考えております。

白壁委員

ということは、設置する富士河口湖町では、お金の負担はないということですか。確認です。

清水花き農水産課長 建設につきましては全て県の負担で行います。

白壁委員

そこは無料で入れるんですか。有料になる予定ですか。その運営、いわゆる入園料について、無料なのか、有料なのか。

清水花き農水産課長 クニマスの展示施設は、県の行政機関として設置するものであり、無料で入っていただくようになります。

白壁委員           あそこは、無料のところと有料のところがあるよね。いわゆる洞穴へ入るところは有料ですから、入り口が2つできるということでしょうか。

清水花き農水産課長   コウモリ穴の入場等につきましては、ゲートがありますので、そこから入る形になります。クニマスの展示施設については、現在の管理棟の入り口が2カ所ほどありますので、そこから自由に出入りできる形になります。

白壁委員           いい施設をつくったら、有料にして、収入をふやす。よく言う、君主は貞にして諒ならずと。決まり切った法的なものがあるのかもしれないが、臨機応変にとれるものはとっていくべきだという論語だが、こういう捉え方はなかったのか。

清水花き農水産課長   今回展示施設をつくるに当たりましては、先ほどのように国の交付金もいただいたということで、これにつきましては行政財産という形で設置するものであります。繰り返しになりますが、県の行政機関として設置するものですので、料金を徴収する根拠がありませんので、入場料はとらないということで決定をしたところでです。

白壁委員           行政財産云々というと、さっきの貞というやつだね。それは決まりもあったり、法律を遵守というんだけど、その法律もいろいろ捉え方によって、中の施設によったり、いろいろ考え方によってはクリアできる面もあると思うんだけどね。それはそれでいいです。  
                          県の行政財産を県が直営で管理するのでしょうか。

清水花き農水産課長   管理運営に当たりましては、地元の富士河口湖町あるいは地元とも協議を重ねてまいりましたが、設置につきましては県で行います。中の管理運営につきましては、既存のコウモリ穴と一緒に町が管理運営するという方向で、町の管理運営ということで地元との調整を進めてまいりました。

白壁委員           ということは、県でつくったものを町に委託するということか。管理を委託ということでもいいのか。そうなったときには、例えば管理をする人たちが運営を考えていくことができるんであって、さっき言うように、全てが貞じゃないんだよと。諒でもないんだよ、真でもないんだよと。いろいろな捉え方をやっていくことによって委託すると、例えば管理費、入園料がとれるじゃないかという捉え方もできると思うが、その辺どうですか。

清水花き農水産課長   現在、町ではコウモリ穴の入場料を大人300円で徴収しております。これは町の行政財産ということで設置しております。今回クニマス展示施設を設計するに当たり、町から、食事の提供スペース、あるいは売店等をそのまま残してほしいという要望がございまして、町では、今回の展示施設に合わせて、地元の特産品とか加工品をそこで販売するというので、管理委託料等に充てたいという考えであります。

白壁委員           いずれにしても今度は管理するほうも管理するほうで、つくっていただきたいはつくっていただきたいんですけども、管理するほうは管理するほうでそれなりの経費もかかったりする。それによってお客さんが呼び込める、なおかつそこに来られたお客様がいわゆるCS的な、カスタムサティスファクション

的に満足していただければ、また売り上げが伸びたり、価値観が上がっていったよね。そうすると、入園料が入ってもいいじゃないかという捉え方なんだけど、その辺はその辺で地元とも相当協議をしてくれたようなので、早期にすばらしいものをつくってもらいたい。本当は新築してほしかった。内装だけじゃなくて、改築してほしかったが、それはそれでいいです。

(やまなし農業・農村総合支援事業費について)

白壁委員 農3ページで、これもやっぱり旧ルネサンスだよ。その中で引き継ぐというものでありましたが、これまでの実績というのはどんなものがあったのか。

伏見農村振興課長 やまなし農業ルネサンス総合支援事業につきましては、平成20年度から実施をしておりますが、これまで市町村を通して延べ105の団体へ助成をしております。出荷施設の設備、トラクター、果樹の剪定枝の粉碎機などの共同利用機械、鮮度保持のための予冷設備、直売所の整備などに支援を行いまして、生産力の向上や販売力の強化を図ってきたところでございます。

白壁委員 何かこちら辺の予算をずっと見ていくと、ルネサンス大綱の強化とかと言っているけれども、ルネサンス大綱をそのままやっているような気がするが、そうでもなく、それなりに強化しているのかな。いや、ここばかりじゃなくて、ほかにもあるのだが、旧ルネサンスとどんなところが違うのか。

伏見農村振興課長 今回のやまなし農業・農村総合支援事業とやまなし農業ルネサンス事業の違いということになるのですが、ルネサンス事業につきましては、出荷施設や共同利用機械、直売の整備など生産力や販売力の強化を、重点的に支援を行ってきたところでございます。この新規事業につきましては、これらの取り組みに加えまして、市民農園など体験農業や都市と農村の交流に必要な機械、備品の整備など農村地域の活性化のための支援もバランス的に強化していきたいと考えております。

白壁委員 市民農園ってどんなものなのですか。

伏見農村振興課長 市民農園につきましては、市民農園整備促進法がありますが、農地を都市の方たちにお貸しして、そこで農業体験をしていただく形になります。

白壁委員 昔、ドイツへ行って見てきたクラインガルテンみたいなものでしょうかね。これは甲斐市だとか、北杜市もやっているね。

(「南アルプス市」と呼ぶ声あり)

白壁委員 南アルプス市もやっているのかな。それなりに効果が出ているようだけど、なかなか規制的なものがあり厄介なようですが、そういう規制が少しでも解除してくると。優良農地にはつくれるとかつくれないとか、農振地域にはいいとか悪いとか、宿泊施設はだめだとか、農機具を置くところはいいけど、トイレはいいけど、ほかはだめだとかなんていうのがあったと思うんだけど、この辺は最近少しやわらかくなったという情報があるんだけど、どうなのか。

伏見農村振興課長 市民農園整備法につきましては、市民農園として貸し付ける区域を市町村が決め、そこで開園する人たちが整備計画をつくり、その整備計画を市町村が

認定するという形になります。この認定をする中身の中に、先ほど言われました、例えば農機具を置く施設とか、あるいはトイレのような形の施設を計画の中に入れて、それを関係部局等の同意を得て市町村が認定するという形になって、特に農振の農用地の中の1種農地であっても、それが認められる形になれば、そのまま整備で農転等の手続なくできるという形になっております。

白壁委員

これまでの取り組みというか、旧ルネサンスに加えてさまざま強化してくるということだけど、例えば今言っている市民農園だと、大体、1カ月3万円とか4万円とかそんな数字を聞いたことがあります。そこで、農業して、帰られる、ショートステイだけではだめだと思う。こんないいところだから、もっとちゃんとした家をつくりたいとか、借家をしてそこで余生を暮らしたいとかも出てくるのかもしれないが、具体的にどんな効果を期待しているんだろうか。

伏見農村振興課長 市民農園につきましては、都市の方が来るということで、そのまま外部刺激といいますか、年寄りとの交流が深まり、当然そこで定住や雇用も生まれてくる場合もあります。それから、市民農園をしながら、自分も農業をやってみようかという方もいらっしゃると思います。そうすると、担い手が生まれてきて、基本的にはそこで農村地域が活性化することを期待しております。

白壁委員

市民農園にずっとこだわっているようだけど、市民農園をつくる時には、何か補助的なものがあるのか。例えば基盤を整備したとか、そこへ農機具の小屋をつくって、汗をかくからシャワーブースを置いて、次の日もやりたいからそこにベッドルームがありましたと、そういう施設をつくったときに、何か補助的なメニューはあるのか。

伏見農村振興課長 今回の新しい事業の中でも、市民農園にかかわる設備等を調整するようになっておりますが、国の補助の中でもありますので、国の補助対象にならない簡単な農機具を置くなどについて、この県単事業で対応しようと思っております。ただ、滞在型の施設については、それぞれの補助金の条件等がありますので、基盤整備につきましては、市民農園のエリア的な問題もありますから、例えば、何町歩も区画整理をして、その中の一部に市民農園をつくる場合であれば、大きな事業の中で取り入れられるかと思えます。ちょこちょことしたことになると、いろいろな条件がございますが、例えば、耕作放棄地を全面的に解消して市民農園ということであれば、国から再生利用の交付金が、2分の1ですが、使えることになっております。

桜本委員長

恐れ入ります。話がちょっと狭い域に入ってしまったので、課長も、この事業に基づいたことを説明してください。

(県産果実海外販路拡大支援事業費について)

白壁委員

この予算の主たるものは、市民農園等を活用しながら、それをプラスして旧ルネサンスを入れていこうということだね。これは決して所管から外れているとかということないから、ちゃんと答えるところは答えていいよ。

次に、農7ページです。海外の輸出で5億円を超えたとか超えないとかという言っております。1つは国内で消費される果樹などにももっと力を入れていくべきだということは僕の信念の中にありますが、外国へ物を輸出しようという機運が高まってきて、いわゆるモールを今回外国に設置してつくっていくことが117の公約に入っていますね。そんな関係でこれも動き出したんじ

ゃないかと思いますが、具体的にどんな地域にどんなものを考えているんだろうか。例えば所管が違っても、観光部もそのモールを活用して、外国から来られるインバウンドのお客様をふやそう、日本を売り込もう、山梨を売り込もう、富士山を売り込もう、北杜を売り込もう、どこを売り込もうと考えているけれども、どんなことを今やろうとしているんだろうか。

大久保農産物販売戦略室長 この常設の拠点につきましては、いわゆる展示販売という側面と観光情報の発信という大きな2つの側面を考えております。展示販売につきましては、県産の農産物、果実、野菜、肉類等も想定しております。それから、ワインとかお酒とかという地場産品といった展示販売を1つには想定しております。それから、もう1つの大きな柱の観光情報でございますが、やはりインバウンド観光を意識しまして、シーズンシーズンの観光情報、現地語によるパンフレット、できれば映像なども流せれば一番魅力が発信できるのではないかと考えております。あとは、それぞれ旅行シーズン前のある程度の現地でイベント等も開催する中で、総合的に情報を発信していきたいと考えています。それから、委員からお話のありました国の問題でございますが、現在、調査をこれからやっていくわけですが、とにかく今、大量に輸出をしておりますのが香港、台湾の2カ国になります。それから、今後新たな需要が見込まれる、あるいは需要が発掘できそうなところで、シンガポールとかタイとか、あるいはマレーシアとか、あるいはインドネシアなど、全部で9カ国程度を対象としまして、これから検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 9カ国というところいいね。一遍に9カ国全部設置するのか。

大久保農産物販売戦略室長 この9カ国につきまして、私どもでジェットロや農水省などいろいろ協力をいただく中で、やはり現地へ持っていけないとお話にならないということがございますので、植物検疫、肉とか酒の輸入の規制の状況とか、それから、最新動向といったものを全部踏まえるということと、あと、もう1つには、現地でそういったものを買っていただけるかどうかという、購買力、所得の問題があるかと思えます。そういったものによりまして、当面その9カ国を2カ国程度に絞ってまいりまして、それらにつきまして、現地の消費者の実際のニーズとか出店の規制、あるいは手続等、そういったものの調査を実施してまいりたいと考えております。

白壁委員 ということは、9カ国じゃなくて、1カ国とか絞るのではなくて、2カ国に設置するということか。今、二律背反というか乖離している部分があります。というのは、観光部は今回、例えばフィリピンを狙おうとしています。何でフィリピンかということ、今までの他の都道府県が狙っていないところ、あんまり実績がないところ、これから伸びるだろうところを観光部は今、狙っているようなんです。ほかの県と一緒にすることをするなど。最初に観光部はインドネシアに行き、そのころよかったんだけど、インドネシアに行ったら、ほかのところもみんな入ってしまった。その中で今度は農政部が果樹を売ろうとすると、桃の芯の何とか虫がどうだとか、規制が厳しくて輸出できないということがあつた。全てがそうじゃないが、ブドウとかいろいろなものがあるから。だから、そういうところで狙ってくると、同じモールの中に、同じ県の中で目標が若干違ってくるのかなというところが見えてくるんだけど、その点と、2カ所でいいのか。9カ国のうち2カ所を狙うのか。

大久保農産物販売戦略室長 まず後段の数につきましては、最終的にそれを設置してまいる国は1カ所ということで現在考えさせていただいております。

それから、委員から御指摘のありました、観光部でフィリピンを狙う話がございまして、その観光サイドのインバウンド、どこを狙っていくか、私どももちろん農産物あるいは農産物の加工品、それから、地場産品、これは産業労働部の扱いになりますが、どこをターゲットに狙っていくかということで、今、毎月3部で検討会議をずっと開催をしてきております。最終的には総合的にそれらのものをトータルしまして、きちんと3部で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 なかなか調整難しいかもしれないね。そういいながらも、ぜひ調整して、1カ所じゃなくて、数カ所できるよう、ぜひ頑張ってください。

あとは、調査をジェットロに委託すると今聞いたんだけど、ジェットロのほかにどういうところがあるのだろうか。

大久保農産物販売戦略室長 今、委員からお話ありましたように、私どもで現在、この調査についてジェットロに委託させていただこうと考えてございます。ジェットロはアジア地域だけで26カ所の現地事務所を既に持ってございまして、工業系、農業系とかいろいろ分野はございますけれども、海外マーケットにかなり精通されていることもございますので、そのように考えてございます。

あと、それ以外といたしますと、日本国内のコンサルにお願いをすることも全く不可能ではないとは考えてございますが、やはり今回の調査は、現地の事情をまずきちんとよく把握されているということと、それから、現地でまた調査員の雇用とか、あるいは実際に調査の手法の研修なんかも相当やっていただかなければならないということもあっておりますので、現在はジェットロにということで考えてございます。

白壁委員 ジェットロというと世界中にありますけど、今言っているところはアジアを狙っているわけだね。アジアには、昔、旧通産省が97%出資してアセアン諸国から出資を募ったアセアンセンターがあります。これはどちらかということも輸出入の輸入の部門だけど、輸入ということは現地のオペレーターなんかとのつながりがすごく深い。ちょっと前は山梨県出身の人がジェットロの理事長で広報室だったので、アセアンセンターなどの活用も考えていただきたいと思いますけど、工程的にはどうなんでしょう。いつごろまでに調査を終えて、いつごろ出すとか、そういう工程はあるのでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 この調査につきましては、現地、先ほど言いましたように、調査員の雇用とかもございまして、ジェットロとの協議を少し始めさせていただいておりますが、その中ではおおむね5カ月程度ということで先方から話がございます。ただ、私どももうちょっと短くならないか、せめて4カ月ぐらいの中におさめていただけるように、今、工程も見直しをさせていただいております。

(陸上養殖チャレンジ事業費について)

白壁委員 5カ月という意味もわからないし、1カ月短くしろという意味もわからないんだけど、最終がここだから、そのためには逆算していくところしかないから、これまでに上げてほしいという意味で4カ月なのか。ということであれば納得できるんだけど、十進法上の5だとか、半年後、1年を2に割るから6だとか、

という言い方をするんだけど、少しでも短くという何か根拠があるのか。これまでに開設したい、他部局との調整によってはこれまでに行くからというのもあるのでしょうか。そんなことくだらないから、まあいいです。

陸上養殖と聞いて、何の意味かわからなかったんです。陸上養殖というから、陸の上で養殖して、まさか山梨県の山の中で海の水を引っ張ってきて、養殖なんかできないだろうと。山梨県というと、淡水のニジマスだとか、いろいろ水産試験場でいいものを開発してもらって、今、市場に若干のり始めているものもありますし、これからのものあるという捉え方をしていたんだけど、この陸上養殖の定義というとうとういうものか。

清水花き農水産課長 今、陸上養殖の定義ということでしたが、海面養殖と比較して陸上養殖という言葉を使っております。まさに陸上に人工的につくった環境のもとで養殖を行うということです。この養殖の方法で、かけ流し式と、もう一方で閉鎖式がございます。簡単に説明いたしますと、かけ流しというのは沿岸部でまさに、海水を引っ張ってきて、そこで飼育して、また海に戻すというものがあります。一方で、内陸部で行う閉鎖循環式というものがありますが、これは飼育水を、ろ過システムを用いて浄化しながら循環して養殖するものです。ですから、飼育水は基本的には排水しないというものがございます。

白壁委員 何だかよくわからないのですが、何でわざわざこの山の奥でそういうことをするのか。意味は何なのか。

清水花き農水産課長 現在、陸上養殖につきましては、県外の各地で行われているところがありますが、山梨県内におきましても、幾つかの事業者あるいは自治体からこういうものに取り組んでいきたいという要望を聞いております。また、旅館、ホテルなどの観光業者からも、新たな海水魚を使って特産品をつくっていきたいという要望がございます。今後、東京オリンピックの開催に向けて観光客の増加も見込まれますので、新たな地場食材を提供して、観光地としての魅力も高める必要があると思いますし、山梨県では豊富な水あるいは温泉資源等もありますので、こういうものを利用しながら山梨県内での陸上養殖に取り組んでいきたいと考えております。

白壁委員 陸上養殖でこういうものを持ってくるということが何かよくわからなかったんだけど、例えば海水をつくるのか、持ってくるのかわからないけれども、イメージ的には、マグロとか、ああいう大きなものを考えると、最近は、養殖できないようなものも養殖できるようになった。でも、それは地場の商品ではないような気がします。地場というと、淡水で、例えば私が住む河口湖には、昔コイとかフナがあって、フナはフナの洗いをつくったり、コイを薄く切ってそれを酢みそで食べました。昔はマグロなんていうのは、沼津から上がってくるんだけど、そんなに来なかった。だから、昭和の初めのころには、刺身はコイの洗いだっただ。そういうのをみんな忘れてしまって、わざわざ海のものを持ってきて、いや、他県でもやっていますから我々もやらなきゃというところなのか。それでもいろいろなものにチャレンジすることはいいことで、頑張ってもらいたいですが、どんなものを養殖しようとしているのか。

清水花き農水産課長 現在陸上養殖で進んでいるものがチョウザメとトラフグであります。今後、実需者と検討して、それも含めて魚種を検討したいと考えております。

白壁委員　　チョウザメ、通称キャビアとかいうやつだね。ロシアのクラスノヤルスクというところは、モスクワから4時間ぐらい行ったところで、日本人は三、四人しかいないところですが、そこに僕よく行ったんだけど、やっぱりチョウザメやっているんです。チョウザメというのは、キャビアをとって、黒いダイヤ、あの身は薫製にするとすごい脂があっておいしいから、チョウザメなんかはいいのかもしれない。あと、フグでしょうか。いろいろ考えていただき、いいものをぜひつくってもらいたいと思います。それはそれでいいけど、これを県がやっていくのか。それとも、こういうものを民間がやっていくのに県が知識を与えたり、お金を与えたり、補助したりするのか。

清水花き農水産課長　　具体的には陸上養殖をやりたいと希望される事業者、それから、実需者、加工業者の方をマッチングして、この方の具体的な事業計画ができたところで、県として補助事業等を考えていきたいと考えております。

(山村振興等農林漁業対策事業費について)

白壁委員　　新たなものにチャレンジもいいから、ぜひ成功させるように頑張っていたきたいと思います。

農13、山村振興等農林漁業対策事業費ですが、山村振興のため市町村等が行う施設の整備を支援すると書いてあるんだけど、具体的にどんなことをやっていくのか。事業的な詳細等が決まっていたら、示してもらいたいと思います。

福嶋耕地課長　　山村振興等農林漁業対策事業は、農山村と都市の地域間交流を促進するなど、農山村の振興のため市町村等が行う施設等の整備を支援するものであります。都留市では、リニア見学センターの開設を契機に、市の特産である水かけ菜や曾雌ニンニク、ワサビなどの都留ブランドのおいしい農産物を観光客に広げていくとともに、遊休農地の活用等をしながら、農業並びに地域の活性化を目指すこととしております。それに対しまして、施設整備として、直売所施設とあわせて、地域食材を活用したレストラン並びに情報休憩施設等を2カ年計画で整備するといった内容で支援してまいります。

白壁委員　　ということは、これは具体的に直売所の施設をつくるための補助事業だ。今言ったように、都留市ということは、狙いは都留市の直売所を狙っているのか。

福嶋耕地課長　　そのとおりでございます。

白壁委員　　都留市ばかりじゃなくて、いろいろなところが直売所を欲しいと言っています。直売所を中山間でやったらだめになったとか、中には違法ですとかいって罰金を払ったような例も過去にもあったり、なかなか施設をつくるのには億近くかかったりする。地元の道志村には、道の駅があるんだけど、今まで荒れた畑にしておいたところを、ある人が農業をやっている、持ち込んだらすごい売れた。そうしたら、私もやりたいと言って、荒れ畑をきれいにしてくれて農業始めたら、お年寄りでも年収200万円ぐらい稼ぐようになった。こういうところはいっぱいあると思うんだね。豊富のように売り上げナンバーワンだとか、鳴沢のようにナンバーツーだとか、熊本にはメロンやっているところで日本一がある。だから、山梨県の中にもやりたいところがいっぱいあるんだけど、あえて何で都留だけやったのか。

福嶋耕地課長　　今回は都留市の計画が、リニア実験線を見すえた観光客の誘致といった具体

的で新たな取り組みに対する市町村の主体的な考えを受けて、昨年度計画等をまとめて事業に結びつけたということで、具体的に市町村のニーズがあったところに対しまして、県も市と協働で計画づくりをしながら支援してきたところでございます。

桜本委員長 耕地課長に申し上げます。答えが非常にわかりづらいです。もう1回わかりやすく教えてください。

福嶋耕地課長 都留市の直売所を通じた地域の活性化等に対して、県としても国補事業の獲得等計画づくり等において都留市を支援しているところでございます。

白壁委員 都留が県の今の施策にも合っているし、一生懸命やっているから、まずトライアル的にそこをやるという意味ですね。これからまさしくやりたいところはいっぱいあるので、観光地なんかは特にそうだと思います。国道沿いだとか、道の駅ができないところで、農の駅といってもなかなかうまくいかなかったり、そういうところに直産物などの販売所をつくることはベストだと思います。こういうものは農業の担い手不足の解消、荒廃した農地の削減、なおかつ地域産業の振興、ここへ国の補助が入って県費を使う分には、無駄な公共事業だなんて言う人は絶対いないと思います。小越さん下向いちゃったけど、いいことだと思うので、こういうのは積極的にやっていただきたいと思います。

知事が農林水産省出ということにこだわるわけじゃないが、1つはやはり農業の活性を図るということは重要なことだと思う。先ほどの部長の話も、積極的に予算を多くしたというような話だった。これからぜひ農業の振興、また新たなもの、他県との差別化を図ったものをぜひ努力していただきたいと思います。最後に部長から、これから山梨の主たる産業は機械電子産業じゃありません、農業ですという、その意気込みをぜひお伺いしたいと思います。

橘田農政部長 委員御指摘のように、農業を本県の産業としてさらに力を強めていくことは非常に大切なことだと考えております。知事には昭和53年の農業生産額1,300億円を目指していく心構えがございます。今の生産額900億円前後ですから高い目標でございますけれども、それをまずはアップして1,000億円を目指し、さらにその上を目指していくという心構えで、本県の農業振興に資する事業に一生懸命取り組んで、先ほどお話をしたように、もうかる農業と活気に満ちあふれた農山村の創造という目標を持った取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(県産食材供給強化学業費について)

河西委員 今、同僚の白壁委員がほとんどやっていただきましたので、1点だけお伺いします。農5ページ、マル新の県産食品供給強化学業という430万円ですが、これはいろいろニーズの調査事業で、生産地からいわゆる供給する人、実需者というのでしょうか、使う人への供給体制の形成が未熟といいますが、不完全といいますが、使う人たちが要望している食材などの提供が十分なされているか実態が不明ということで、いわゆる供給面での課題や、また使う人、実需者の要望、そして、新たな需要を生み出し、品目を発掘する取り組みをして魅力ある県産農産物を提供するニーズ調査だと思っております。

先ほど白壁委員もお話をしていただきましたが、私の地元、中央市の道の駅で、この前、とうもろこし、ゴールドラッシュの収穫祭があって、県内ではなくて、県外からもたくさんの人たちが提供して、観光客の皆さんにも味わって

いただくということは大変農家の収益になると思っております。そこで、この事業はどんな農産物等を想定して調査をするのかをお聞かせ願いたいと思います。

土屋果樹食品流通課長 今、委員から御指摘ございましたとおり、県産の農産物につきましてなかなか県内で消費されていないのではないかと感じております。実は私も、県の学校給食の中でどの程度県産食材が使われているかという調査をしておりますが、それ以外につきましては、残念ながら把握をしていないということがございます。このたび地産地消を促進する前提として、そういったところをきちんと押さえてから進めていこうということで、今回この調査を計画しております。そのため、今回想定している食材といたしましては、主要な野菜でありますトマト、キュウリ、スイートコーンに加えまして、地域の特産野菜であります八幡芋とか大塚にんじんなどを合わせて30品目程度を食材として想定しております。この調査を通じまして、県産農産物の利用実態を把握するとともに、一方、県内では例えば大塚にんじんとか、そういう特色ある野菜がつけられていることをレストラン等の方に知っていただくためにこの調査を実施したいと考えております。

河西委員 この中で、ホテルやレストランなどを対象にするということですが、その範囲はどのぐらいの件数なのか、また調査の内容の項目、それから、具体的な食材を示して、何を使いたいという要望もあると思いますから、そういうものもしっかり受けとめるのかどうかお聞きしたいと思います。

土屋果樹食品流通課長 調査の対象といたします飲食店等につきましては、県内の主要な観光地であります石和や富士河口湖のホテル、旅館等、また、甲府市中心街、ワインの産地のレストラン、それから、食品加工業者につきましては、県下全域の食品加工業者を対象に考えております。

調査の項目といたしましては、食材として想定されます県産農産物につきまして、まずその農産物を知っているかという認知度、それから、実際使っているのかその辺の利用実態、それから、利用していない食材があるとすれば、どうして利用していないのかについて今回の調査で明らかにしたいと考えております。

河西委員 調査するということがありますけれども、それをしっかり反映していってもらわなければ何の意味もありません。これはどんな結果として生かしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

土屋果樹食品流通課長 先ほども申しましたように、実はこの調査の中でいろいろな食材をお示しすることで、県内にこんな食材があったのかということを知っていただくということも1つ効果としては期待しておりますが、実際それだけで地産地消が促進されるとは思っておりませんので、今後、その成果を生かしながら、さらに地産地消を促進するための必要な事業等を構築する中で、この結果を反映していきたいと考えております。

河西委員 市町村やJA等を通じて、しっかりなるべく多くの農産物を食材として掘り起こしていただきたいと思っております。

最後に、需要拡大が新たに見込まれる作物の導入にも支援するということが、例えばどんなものが考えられるのでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 現在、県内のレストラン、ホテルあるいは食品加工業者等に供給をされていない農産物で、従来では夏にしか出せないものを秋にも出していこうとチャレンジする生産者等を支援したいと考えております。具体的に申し上げますと、例えば県産の果物が少ない冬場の時期に供給することを目指し冬季型フルーツの栽培にチャレンジするとか、あるいはサラダの材料とか、あるいは直売所でも非常に人気がございますアスパラ、これ、実は春先にはないものですが、そういったものにふかし栽培をすることによって春先に出すことができますので、そういったところにチャレンジする農家等を支援していきたいと考えております。

河西委員 後藤知事も大変、特色ある県産食材というんですか、そんな利用拡大を図っていくということですので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいことをお願いして終わります。

土屋果樹食品流通課長 とにかく地産地消を進めるということが知事の公約でもございますので、その実現に向けまして、課題を明確にいたしまして、着実に進めていきたいと考えております。以上でございます。

(農業経営承継支援事業費について)

白壁委員 12ページの承継支援事業の関係ですが、県は、農業者を個人で所得を上げようとしているのか。それとも、法人化して、企業で働きながら収入を得る方向に持っていこうとしているのか。もしくは、小規模な人たちも幾つかまとまって法人化をするのか。法人化の何がメリットあるのかといっても個人も同じなんだけど、いわゆる決算上、経費が使えるか使えないかぐらいか。でも、個人でも使えるね。どういう方向に持っていこうとしているんだろう。片方では個人を、片方では法人を、それによって農業生産を上げるのか。

依田担い手対策室長 県では、多様な担い手という形で今、取り組みを進めさせていただいております。もちろん国でも認定農業者制度で将来、5年後にはこのぐらいの経営を目指そうということで大規模化を図っていく個人の経営も進めております。また、法人化、農業法人としまして規模の拡大を図る中には多様なメリットもございますので、そういったところも含め、また、集落営農の中で、いろいろな作目によって手法は異なってくると考えておりますが、多様な担い手というくくりで進めさせていただいております。以上です。

白壁委員 多様な担い手って、大きなのも小さいのも、全部いいねということですね。予算を180万円計上しているけれども、たった180万円で登記費用の一部を補助しようというって、これに乗ってくる人は何人いるんだろう。だから、本当に多様な担い手だから、個人は個人としてやり、法人は法人としてやるんだったら、登記費用よりももっと違うところに予算を割いたほうがいいのではないか。登記費用って幾らぐらいするのか。180万円で幾ら補助して何件を見込んでいるのか。

依田担い手対策室長 登記費用につきましては、おおむね15万円ぐらいと聞いております。また、それに係る定款の策定などを含めて40万円を想定しておりますので、180万円の予算で、4法人の設立を支援させていただきます。ただ、これにつきましては、モデルとしてその地域で、法人化するとこんなにメリットがあ

ったというところを広げていただく中で法人化を進めていただきたいという目的で事業を組み立てております。以上です。

白壁委員 ということは、法人化するのに40万円かかるのか。補助ではなくて、全額負担してやるということですね。それで、成功事例をつくり、法人化にこんなにメリットがあるということを目指しているということですか。確認したい。

依田担い手対策室長 全額国補事業でございますが、私どもの試算によると、先ほど申し上げました法人登記15万円あるいは司法書士等への定款の作成依頼とか、その他いろいろな諸経費を含めまして40万円以上という数字が出ております。そういったものを補助し、モデル的な法人を設立して、その法人のメリットの広報等に努めていただきたいということでございます。

白壁委員 法人にすることによってどんな種類の農業はメリットがあって、どんな種類はメリットがないのか。今、多様な中の幾つか物によっては違うと言ったけど。

依田担い手対策室長 法人化のメリットといたしましては、一番大きなものとしましては、個人経営でいきますと、所得400万円というものがございますが、法人化して、法人税のほうが安くなるということがございます。また、法人でいきますと、複式簿記等の導入によりまして、財務会計がしっかりすることで、対外的な信用力もアップします。個人経営でいきますと、個人主さんが経営移譲する際にはさまざまな手続が必要になってまいります。法人の場合ですとそれが法人の中で移譲ができるということで、農業のいろいろな資源の継承につきましてもメリットがあるということがございます。特に規模拡大によってということがございますので、土地利用型の農業とか、そういったもので効果が上がってくると考えております。以上でございます。

白壁委員 個人でも青申をしたり、今、複式とか言ったけれども、通常です。皆さんが単式でやっているだけで、一般の人たちは複式でやっています。別にそれが変わったわけでも何でもありません。ただ、どんぶりですっきりでやって、今年は幾らマイナスでした。今年は機械買ってこうでした。これに例えばほかからの収入なんかがあると厄介だけど、基本的にそれだけでやっていたら、個人も法人も何も変わらない。ただ、法人をつかってそこに資産を貸し付ける、売りつける、それによって相続税が発生しないとかというのはあるかもしれないけれども、基本的にそんな変わらないと思います。何かもっと大きなものを狙って、でかい法人をつかって集約して貸して、そこで働かせて、収入を得させようといった考え方があるのか。何で法人がメリットあるのかわからない。今聞いていても、何の職種、トウモロコシがいいのか、いや、桃は法人のほうがいいんだよとか、ブドウはだめだよとかが具体的にいいのかと聞いたのですが。

桜本委員長 依田担い手対策室長に申し上げます。法人化のメリット、わかりやすく明確に答弁してください。

依田担い手対策室長 先ほど申し上げましたように、個人経営ですと400万円以上を超えてまいりますと、所得税のほうが高いので、法人税と所得税で差が生じるというところがございます。土地利用型の農業でいきますと、規模拡大、あるいは法人でいきますと、いろいろな農業展開、雇用をするという場面が出てまいります。そういったところでいろいろな、6次産業化で加工品を開発するとか、そ

ういった新たな経営展開も可能になってくるということですので、このモデル事業を展開させていただきたいということでございます。

白壁委員 やっとわかった。株式会社の法人ではなく、NPOなども含んだ法人を考えているんだね。そうでなければ、あんまり意味ない。400万円云々であれば、違う部門に経費を振り分けていけば、そんなの簡単にクリアでき、それは違法でも何でもなくできる。そういうものを含めて考えているのか。

依田担い手対策室長 農業生産法人、法人格につきましては、株式会社から、それから、農事組合法人等でございます。先ほど委員御指摘のとおり、NPO法人というところも活動の範囲にはなってくると思います。以上でございます。

( 休 憩 )

( 県産果実海外販路拡大支援事業費について )

浅川委員 関連ですが、先ほど県産農産物の海外戦略についての関連をさせていただきます。海外戦略について代表質問をさせていただいたんですが、もう一度説明をしていただければいいと思います。お願いします。

大久保農産物販売戦略室長 それでは、今の質問にお答えをさせていただきます。午前中も少しお話がございましたが、9カ国にわたり対象にするということで検討していますが、それにつきまして、植物検疫等の輸入規制の最新情報とか、現地購買力、そういった状況により候補国をきちんと絞り込みます。その絞り込んだ国につきまして、今回予算でお願いをしております現地のニーズ調査や、あるいは現地にさまざまな規制等もございますので、そういった規制の有無、手続、概算経費などを2カ国程度きちんと調査をさせていただきます。それで最終的に1カ国に絞り込んで、そちらのほうに設置をする予定でございます。

浅川委員 先ほど9カ国と白壁委員の質問のときに言われたわけで、その中で2カ国に絞ってやるという話をされたわけですね。私ども、おとしですか、台湾の微風廣場で実はキャンペーンを打ったことがございます。知事のトップセールスに同行したこともありますし、また、私ども、台湾の貿易商のデビット・リンさんの関係で山梨の米も販売したこともあるのですが、台湾は非常にすばらしい市場だと思っております。当時、5個入りぐらいの桃を1万円でたしか売ったことも記憶しています。たしか今、シンガポールとかタイとか、お話をなさっておりますが、その辺はどんな部分からそちらを重点的に考えているのか、考えがあったら教えてください。

大久保農産物販売戦略室長 まだ具体的にどこを優先というようなことで考えておるわけでは実はございません。ただ、今、現地でいえば輸入ということでしょうか、規制の関係とか、これは農産物の検疫もございますし、今回私ども、肉とか、それから、酒類、これはワインといったものもあわせて考えさせていただいてございます。それぞれのそういった規制の状況等もいろいろ全て勘案しまして、それから、重要なのは現地での購買力でございます。ちゃんと買っていただけるかどうかということも踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

浅川委員 肉とかワインとか限定なされるのか、それとも広く行くのか、極力、私どもも、インドネシアも、タイ、シンガポール、それから、台湾、台湾のフードタ

イペイも行ったこともありますし、いろいろな流れの中でやっぱり台湾という市場はすごい市場だなと思っております。台湾にもう少し目を向けていただければ、さまざまなチャンネルもあり、いいのかなと思いますが、台湾についてはどのように考えていますか。

大久保農産物販売戦略室長 台湾につきましては、現在は桃につきましては、例のモモシンクイガですか、その関係で選果場の登録とか、あるいは園地の登録とか、そういう手続はございますが、きちんとそういった手続を踏めば輸出ができるという状況になっております。その他のものについても、もちろんこれは検疫証明書とかそういったものの添付は必要になりますが、それらのものもきちんと添付すれば輸出等もできますので、非常に大きな魅力のある国であると私どもも考えております。

浅川委員 この部分は私どももかなり期待している部分ですし、知事が新しくなって、大きな政策の中で実行が可能なのはこの部分かなと思っております。ちょっと肉のほうに振っていただけると、甲州牛も松阪牛に次ぐぐらいと言われていられるのでございますので、農政全体で進めていっていただきたいと思います。先ほど白壁委員が言ったインバウンドの観光についてもかなり台湾からの勢いがありますので、これを観光ともマッチングしながら戦略的に練っていくことは可能ですか。

大久保農産物販売戦略室長 いわゆる農産物、それから、産業労働部で所管をしておりますワインとかの地場産品、それから、観光と、この3つの要素をきちんと総合的に勘案した上で整理をしてまいりたいと考えております。

浅川委員 海外に進出する場合に、どこかやっぱりチャンネルがないと行きにくいと思うんです。それはジェット口を使うのかどこを使うのか知りませんが、台湾には国交のちゃんとした部分がないわけではありますが、デビット・リンさんは本当はきょう来るという予定だったんですが、8月になると言っていますけれども、北杜市でつくった米を一生懸命売ってくれているんです。1トンを3トンにという約束もしておるんですが、本当に素晴らしい人ですから、そういう人を通じてチャンネルとしてやっていけば、かなりスムーズな展開ができると思いますので、その辺について見解がありましたら教えていただきたいと思います。

大久保農産物販売戦略室長 委員御指摘のように、チャンネルというのは非常に大きい意味を持っております。私どもも幾つかのこれから国を検討してまいりますが、やっぱりあるところとないところというのは正直ございます。将来的に太いパイプがあるところというのはやっぱり非常に長く続くでしょうし、安定して続くとも考えておりますので、私どももそういったところも重要視しまして検討してまいりたいと考えております。

浅川委員 この件については最後ですが、検討していきたいというのではなく、とにかく突進してください。ぶち当たったらそれからまた考えればいいことでありますし、かなり緊急を有する部分でしょう。知事がせっかくここで力を入れて知事の今までのグラウンドを大切にしていきたいという部分がありますので、その辺は、部長にお答えいただきたい。

橘田農政部長 委員御指摘のように、海外へ向けての輸出戦略は非常に重要なことだと思っ

ていますので、販売戦略の1つとして、県内、県外、海外という中で、海外につきましても、常設の販売拠点の明年度の開設を目指して鋭意取り組みを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

(鳥獣被害回避作物栽培実証事業費について)

浅川委員

もう1つ、農9ページ、マル新の鳥獣被害回避作物栽培実証事業費で質問させていただきます。何かシカかイノシシか鳥獣が嫌う作物というところが入るようであれば、例えば品目というか、どんな作物があるんですか。

相川農業技術課長

品目といたしましては、タカノツメ、コンニャク、シソ、ミント、ニンニク、ネギ、ピーマン、シュンギク、ショウガ、ワラビなどが比較的好んで食べないという情報を持っておりますので、それらを検討したいと思っています。

浅川委員

今言われたタカノツメなどは、過去そういうデータがあるわけですか。

相川農業技術課長

滋賀県の農業試験場で検討したデータがありまして、それをもとに品目を決めております。

浅川委員

私の地元、シカが中心なんですけど、今、ヤーコンがいいんじゃないかといってヤーコンを植えているところもあるんですけど、ヤーコンはこの品目の中に入れてありますか。

相川農業技術課長

今のところ入っていないんですけど、ヤーコンもぜひ検討してみたいと思います。

浅川委員

去年たまたまヤーコンサミット in 八ヶ岳の実行委員長をさせていただきましたけれども、そんなときにもそんな話が出ておりましたので、ぜひ入れていただきたいと思います。

それから、この120万円の予算で、どこの地域で実証実験を行うのか。

相川農業技術課長

中北地域で1カ所、それから、峡南地域で1カ所、富士東部地域で1カ所を考えております。計3カ所です。

浅川委員

これは農家に何かを依頼してやるんですか。それとも、試験場で実証実験をなさるんですか。

相川農業技術課長

総合農業技術センターが実施主体で、農家には栽培を委託します。調査は、センサーカメラというカメラを用いて総合農業技術センターが行います。

浅川委員

ぜひ早い時期にお願いします。国も、県も35年までには半分にさせるという話もしているようですので。どっちかという、林務は捕獲ですが、こちらは守りですね。そういうことで、ぜひ積極的に山に戻すような対策をこれからも練っていただきたいと思います。以上です。

早川委員

先ほどの浅川委員の質問に関連して農9ページ、マル臨の鳥獣被害回避作物栽培実証事業費ですが、動物が好んで食べないということで、先ほどの拳がったものだと、あくまでも主力の品目じゃないと思うのですが、それを今後ふやしていくのか、あくまでも予防として使うのかという、課別説明書に目的で農

地の有効活用ということも書いてあるのですが、どうやって活用するのですか。

相川農業技術課長 今挙げたような作物が被害を受けにくいことが実証されれば、これらの作物を、これまで被害が多くてなかなか作付できなかったようなところ、あるいは被害が多くてももう諦めて耕作放棄地になっている地域の方々に推奨いたしまして、こういうものをつくれれば大丈夫ということになります。直売所などで販売していただき、今まで耕作を諦めたところでもつくっていただけるということで、農地の有効利用ということも考えております。

早川委員 では、少しつくるんですね。防護柵など、予防の意味も含めて、先ほどの滋賀県の例を見ると、そういう嫌われる作物とあわせて効果的な防護柵をセットで鳥獣害の被害が削減できるという例もあるので、それは検討していただきたいと思うのですが、そういう防御に関しては何か入っていないんですか。

相川農業技術課長 今回の試験につきましては、柵等を設けますと、実際に食べられるかどうか、忌避できるかどうかということがわかりませんので、柵を設けずにそのまま植えて、被害があるかどうかというのを見ます。今後は、被害が少ないものと柵とかを組み合わせたとか、あるいは被害のないものの中に被害の多い作物を植えるとか、そのようなことで組み合わせていきたいと思っています。

(鳥獣被害防止総合実践事業費について)

早川委員 わかりました。それに関連して、鳥獣害ですから、その上の1番の鳥獣被害防止総合対策補助金に関してですが、課別説明書を見ると、有害捕獲活動と書いてあります。管理捕獲はみどり自然課がやっていたと思うのですが、たしか1万5,000円補助していて、有害捕獲活動への補助金は市町村がやっていたと思うのです。今回県が新しくサポートするということですが、この補助金は新しくやるのか、具体的に内容を教えてもらいたいと思います。

相川農業技術課長 市町村の鳥獣害対策の協議会をつくっているのですが、その協議会を実施主体といたしまして、市町村の被害防止計画をつくってもらっています。その対象鳥獣となっている猿、シカ、イノシシ、それから、ハクビシンとかアライグマとかもあるんですけども、有害捕獲活動経費といたしまして、1頭当たり8,000円を上限として助成しております。

早川委員 目的が違うので、確認ですが、管理捕獲で1万5000円と、有害捕獲で8,000円は、重ならないということでもいいんですね。

相川農業技術課長 管理捕獲と有害捕獲ですが、有害捕獲は鳥獣保護法に基づく捕獲ということで、1頭当たり8,000円になっております。

早川委員 わかりました。今後、県で管理捕獲と有害捕獲という両面で効率的にまた連携をとってみどり自然課とやっていただきたいと思います。それに関連して、先ほどの回避作物は、あくまでもメインになる作物じゃないと思うんですね。そもそも既存の稲作とか果樹の対策に関して、全体的に今後の農作物の被害防止対策の進め方を最後に聞いて終わります。

相川農業技術課長 鳥獣被害対策につきましては、この補正予算では390万円ぐらいになっていおりますが、当初予算額が3,000万円ぐらいです。当初予算で承認し

ていただいた鳥獣被害防止総合対策事業などによりまして、市町村の被害防止活動に基づきまして実施しますわなの購入、あるいは追い払い活動などに対して助成をするということと、それから、捕獲などの対策を実践する人を市町村長が鳥獣被害対策実施隊ということで設置しております。18市町村に設置しているんですけども、そうした方々の活動を支援してあげるとのことと、そういった方々を中心とした地域ぐるみでの活動、対策をしっかりと、鳥獣被害を軽減する対策を総合的に講じていきたいと思っております。

(新甲州式低コスト果樹棚開発事業費について)

佐藤委員

農5ページであります。一番下の新甲州式低コスト果樹棚開発事業費の件でお伺いしたいと思います。近年、甲州ワインが非常に伸びてきておりますし、醸造メーカーと、それから、生産者の御努力があるということは承知しております。今回この新甲州式低コスト果樹棚ということで、峡東地域のブドウの生産者、生食用もあると思いますが、将来にわたってワイン醸造用のブドウの生産が足りるのかちょっと心配にもなるわけです。新甲州式低コスト果樹棚開発事業について、果樹産地の維持発展を図るために、低コストで耐候性の高いブドウ棚を開発するとありますけれども、どのような開発の仕方なんでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 ただいま委員からお話ございましたように、醸造用のブドウ、ワインの原料ブドウをはじめ、各農産物それぞれ、生産者の高齢化等により非常に生産が減少してしまうという懸念がございます。また、甲州式棚につきましては、その棚を設置するノウハウを持つ方自体が年をとってきていることがございまして、なかなか新たな棚を設置するということが難しい状況が出ているのが現状でございます。

そうした中で、果樹産地の維持発展を図るとのことと、今後、新規就農者や、規模を拡大する農家が新たにブドウ棚を設置する際に、設置が容易で、しかも3割程度コストが削減できるという新しい棚を新甲州式棚として開発をしたいと考えております。

佐藤委員

低コストということで、農家のためには大変喜ばしいことで、よいことだと思うわけですが、昨年2月の大雪被害や、今も九州方面で大雨が降っていますから、耐候性という部分で非常に心配になるんですが、耐候性という部分の中ではこのブドウ棚はよろしいわけでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 コストを削減した結果、棚の強度が低下してしまって、実用上問題があるということだと元も子もありません。ただ、そうはいいまして、資材費をかければかけるほどコストが上がるという部分もございます。そういったことで、コストを抑えながら、強度的には従来の棚と同程度のものを開発したいと考えております。

佐藤委員

高齢化とか、労働力不足というのもあるかと思っておりますけれども、産地の現状を考えると、一刻も早い開発を期待するんですけども、どの程度の期間を予定されていますでしょうか。

土屋果樹食品流通課長 果樹の場合、特にブドウにつきましては、棚を設置してから、自分たちの目指す収量に達するまでは少なくとも七、八年がかかります。先ほど言いました農家の高齢化とかそういった問題を考えると、一刻も早い開発が必要だろうと私も認識をしております。そういったことで、2年間で何とか新し

い棚を開発したいと考えております。

佐藤委員　よいものが開発されることを期待するわけですが、開発後は早期に現場に普及するというのが当然必要になってくるわけです。七、八年というお話もございましたが、どんなスパンでどのような形で取り組んでいくか教えていただけますか。

土屋果樹食品流通課長　実はこの開発につきましては、もともと棚の構造とか、あとはブドウの栽培特性等に熟知しておりますJA等を絡めながら開発をしていただこうと考えております。そういったことで、開発の途中の段階からできる早い段階で、JAの皆さん、あるいは実際生産される皆さんに見ていただくような形で機会をつくっていきたいと思っております。また、新たに県内の生産者の皆さん等に見ていただくための展示圃あるいは実証圃のようなものの設置につきましては、来年度事業化を検討していきたいと考えております。

佐藤委員　ありがとうございます。産地の皆様がよりよいブドウをつくれるように御努力を期待いたしまして、終わります。ありがとうございました。

土屋果樹食品流通課長　果樹産地の維持発展のために必ずこれは大切な仕事だと思っておりますので、期間内にきちんと成果が出せるように頑張っていきたいと思っております。

(やまなし農産物地産地消推進事業とやまなし農産物ブランド化推進事業の関連について)

小越委員　先ほどの委員と話が重なるかもしれませんが、農5ページ、そして、農7ページに同じようなことがあるのですが、この関連をまず聞きたいと思っております。農5ページでは、先ほどニーズ調査をするということで品目を決めて、使っているか使っていないのか、こういうものもあるといった紹介をして430万円とあるのですが、農7ページには、ホテルとの意見交換会をするとあります。ホテルからすると、同じことをやっているのかなと思っております。どのように、この2つをマッチングさせていくのか。せっかくニーズ調査をしたのであれば、意見交換会に生かすのか、いや、意見交換会を聞いてニーズ調査をするのか、この2つの課が、ホテル側からすると同じようなことではないかと思うんです。どうやってこれをうまく次の行動につなげていくんでしょうか。関連性を教えてください。

大久保農産物販売戦略室長　果樹食品流通課は、これからホテル、旅館、一部の流通の皆さんでしょうか、そういったところ広く、かなり多い品目のニーズ調査を行っていくという内容でございます。私どもは、実は先行して県内の食材を使っているところが幾つかございます。具体的に申し上げますと、石和温泉旅館協同組合で今、「こびっと朝めし」という取り組みをしております、とにかく県産のものを使って朝飯を出そうという取り組みがスタートいたしました。

こういったところと、特産農作物ということで一部の、大塚にんじんとか、さっきのやはたいもとか数を少なく限定いたしまして、両者の意見交換を實際やってみまして、双方のニーズをきちんと把握することと、あとは今後、果樹食品流通課で調査した結果をどのように最終的に取り組みに反映していくかといったものを先行的に実証してみたいということで、私ども事業の計上をさせていただきます。

小越委員 ということは、農7ページの意見交換会が先あって、石和のホテルの「こぴっと朝めし」も含めて、ああいうのもありますよというのを受けて、果樹食品流通課で2次調査をするという時系列になるのでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 そういうことではございませんで、果樹食品流通課は、とにかく品目数が相当の品目数の調査を幅広くやっていき、私どもは、品目数はわずかに数品目程度の少ない品目なんですけれども、実際そういう取り組みをやっていると、あと、特産の野菜と言われている生産者を実際呼び出して、本当に小ぢんまりした範囲であります、意見交換をして、お互いのニーズを把握しましょう。時期的には大体、私どもも果樹食品流通課の調査が終わるころに、これらのものを考えていきたいと予定しております。

桜本委員長 土屋課長も違いを教えてください。

土屋果樹食品流通課長 私どもが行います調査につきましては、先ほど言いましたように、30品目程度を対象品目として選定しております。そして、対象となるころにつきましては、農産物販売戦略室は石和ということで限っておりますが、私どもはそのほかの観光地、県内のほかの食品を扱っています加工業者あるいはレストラン等を対象にしております。それから、もともと使われてかなり有望というものを販売戦略室はターゲットにしておりますけれども、私どもとすれば、幅広く、県内には先ほど言いました大塚にんじんといったものがあること自体を県内の加工業者あるいは消費地の皆さん等知らない部分もありますので、そういったものも幅広く対象品目としながら、こういったものを使っていただくかどうか、あるいは使うにしたら、そうはいても量が少なくてだめとか、価格が高過ぎてだめとか、そういった課題が出てくると思いますので、そういったものを細かくこの調査の中で明らかにしていくということでございます。事業名が似通っておりますけれども、そういった点で事業の目的とするところは異なるということでございます。

小越委員 別にしろという意味ではなくて、せっかくやるんだから一緒に連携してやってほしいという意味で質問しているんです。俺たちは違う、ここが違うじゃなくて、せっかく先行して石和温泉でやっているのであれば、それを生かしてどうするか。いや、ニーズがこういうものがあるんだから、こう生かせるかとを課を超えてやっぱりやらないと、それは俺のところは違うじゃなくて、一緒にどうやって連携するかということをお聞きしたいと思います。

土屋果樹食品流通課長 実は大久保室長と私は席が2メートルほどしか離れておりませんので、そういった点では十分に連携をとっております。私どもの調査においても、実は流通を妨げているいろいろな課題があります。そういった中で先に大久保室長で先行していただいている旅館等の皆さんとの意見交換の中からもそういった課題も出てくると思いますので、そういったものを調査現場にフィードバックしていきますし、私どもの調査で得られたものもまた意見交換会に返していくというような形で十分連携をとっていきたいと思っております。

(陸上養殖チャレンジ事業費について)

小越委員 席が近いから連携できるというわけではありません。遠くでもできるわけですから。それはぜひとも、別々の事業じゃなくて、せっかくいいものを一緒に連携してやるということをお願いしたいと思います。

それに少し関係するんですけども、農8ページ、先ほどのトラフグの話です。先ほどありましたニーズ調査や、先ほどの意見交換会、石和の「こぴっと朝めし」も含めですが、このトラフグについて、観光業者や、レストランの方々から、やりたいといった要望はあるんでしょうか。

清水花き農水産課長 委員おっしゃるとおり、地元のホテル、観光業界からもぜひ使ってみたいという要望を聞いております。

小越委員 不勉強で申しわけないんですけども、トラフグというのは海のものであれば、温泉のところだと、成分上、少しトラフグを養殖するのにいいという話も聞きますし、フグということで毒のことがありますけれども、養殖だと毒素が抜けるとい話もあります。そういういろいろなところも含めて、観光旅館で調理師さんの免許のこともありますし、それから、海じゃなくて温泉地域であればできるという見込みでやるんでしょうか。

清水花き農水産課長 今後この事業を進めていくにつけて、まず実需者の要望が重要だと考えておまして、実際に養殖する方と、実需者、それに、フグの毒とかいろいろなものがありますので、加工業者等を交えた中で協議会をつくりまして、マッチングができたところから進めていきたいと考えております。今のところ、魚の種類につきましては、フグとかチョウザメに特定しているわけではなくて、そこも含めて今後検討していくということであります。

小越委員 陸上養殖ということで、かなりの規模、お金がかかると思うんですけども、観光業の方がそこに手を挙げて陸上養殖するわけじゃないと思うんです。漁協の方がやるのか、こういうものに手を挙げてやりたいと言っている業種とか業界とか、どういう方々にそこに手を挙げていこうと思っているのか、わかったらお願いします。

清水花き農水産課長 現在養殖に取り組みたいと考えている方は、食品加工業者とか、あるいは製造業の関係の方が取り組みたいと考えておられます。それについて、どのぐらいの規模をつくったらいいのか、需要がどこにあるのかということは未定ですので、この事業の中で詰めていきたいと考えております。

小越委員 あくまでこれは観光旅館の目的ということになりますと、例えばトラフグとかチョウザメを一般の市場に、スーパーオギノとかいちやまで売るというものではなくて、あくまで観光業の中のステータスというか、そこに行ったらトラフグが食べられるという、ブランドというか産地化ということでしょうか。それとも、市場に大きく県外にも売っていく、県内の市場にもスーパーに出っていくことなんでしょうか。

清水花き農水産課長 午前中の委員会のところでもちょっと触れさせていただきましたが、やはり陸上養殖には設備コスト等がかかりますので、それなりに高級あるいは付加価値のある魚でないとなかなか経営的に難しいと思いますので、今のところ目指すところは、観光等で来ていただいた方に、食べられるものということで検討していきたいと考えております。

小越委員 そうなりますと、一般の市民にはあまり食べられないというか、外から来たお客さんのためにつくるということかと思えます。かなりリスクというか、失

敗する可能性もあると。どこかのところでやったときに失敗したという話も聞いたり、栃木県的那賀川町ですか、茨城かどこかでいろいろな旅館がある有名なところでトラフグをやったり、チョウザメもやっていますよね。このリスクのことも含めて、補償というか、どうするかということまで検討していったほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

清水花き農水産課長 今委員おっしゃるとおり、非常に経済的な関係もありますので、経営のシミュレーション、それから、今後想定されるリスク等もあります。国、試験場等の専門家を招聘して、その辺の勉強をするなり、あるいは先進地への視察等での調査研究をいたしまして、今後詰めていきたいと考えております。

(やまなし「農援隊」設置費について)

小越委員 タイの養殖で失敗したという方も聞いておりますので、やればできるということではなくて、かなりリスクも含めて検討していただかないと、大きい借金を負うことになるかもしれませんし、それが観光の業者だけで市場に出回らないということになりますと、需要もかなり狭まっていますので、そこは慎重に検討していただきたいと思います。

農10ページ、やまなし「農援隊」設置費についてお伺いします。今まで農業支援ということで、菅原文太さんがやっていた支援とか、新規就農者の支援、それから、アグリマスターみたいなこととか、新規就農も含めて農家の技術的な指導をするといういろいろなことがあったんですけども、その事業とこの農援隊のどこが違うのかまず御説明ください。

相川農業技術課長 農援隊と今までの支援のどこが違うかというのは、今、農業者に指導しているのは普及員が中心ですが、普及員が約60名おります。県内農家が3万6,000戸ぐらいあるのですけれども、1人当たり600戸という大量な数になります。なかなかいろいろな要望に応えられない部分もありますので、県の普及員のOBや農協の営農指導員のOBなど、今までの知識と経験を地域農業の発展のためにボランティア的に生かしていただくということで、月5,000円程度ですが、それで活動していただくということが今までとの違いということになります。

小越委員 ということは、今までやっていたことを、今度はボランティアでやっていただくということですが、213万円とものすごく金額が少ないんですよね。これで企業退職者の兼業農家の担い手を213万円でするのかと思っています。ボランティアということで月5,000円ですが、ということは、これ、単純に割って200人とか300人とか、何人ぐらい予定しているんですか。

相川農業技術課長 農援隊は中北地域に10人、峡東地域に10人、峡南地域に6人、それから、富士東部地域に7人で計33人です。それぞれの地域で農業者の近くにいて身近な相談役というような形で活動してもらうことを考えております。

小越委員 自分が農協普及員だった方も含めて、手を挙げて、私がやりますよとか、それとも、あなたにやってくださいとするんですか。それから、いろいろな地域など、品目によっても違うと思いますが、どうやって募集するんですか。

相川農業技術課長 市町村とか、それから、やめたOBのリストとかというのはある程度わかりますので、そういう方々たちに当たってやっていただくと。快く引き受けて

いただければ、県から委嘱するというような形を考えております。

(機構借受農地整備事業費について)

小越委員

やはり普及員がそもそも60人というのが少ないのであって、OBの方がやっていただくのは確かにいいんですけども、全部合わせても40人ということで、月6,000円って、自分も多分農家をやってらっしゃると思うんです。そういう中では、このやまなし「農援隊」ができたから指導がうまくできるというにはちょっと金額的にも、人数的にも少な過ぎますし、やっぱり普及員の数をちゃんとふやすことに重きを置いてもらいたいと思います。

農4ページです。土地改良助成費で、農地中間管理機構借り受けの話ですが、そもそもこれを今回補正予算で3,000万円、当初予算と合わせて1億円なのですが、それはこの説明資料には載ってこない話ですよ。まず確認させてください。

伏見農村振興課長 説明資料の予定箇所表の7ページの一番下の欄に載っておりますけれども、当初7,000万円、補正で3,000万円になっております。ただ、箇所については、今、機構がそれぞれマッチングしながらやりますので、具体的なものは今のところありません。

小越委員

そうですね。箇所表と書いてあるけれども、農地中間管理機構がやる場合は、箇所はどこにするかというのは機構が決めるので、私ども議員や議会とか県に報告をせずにお金だけが行くということで理解してよろしいでしょうか。

伏見農村振興課長 そうなります。

小越委員

ということは、1億円で大きな土地改良はできないと思うんですけども、先ほどの説明で、担い手の耕作放棄地の整備とかいろいろあったんですけども、1億円で例えばどんなことができるのか、どういう規模なのか、どんなことをするのか、また採択基準があるのか、それを教えていただきたいんです。

伏見農村振興課長 これは事業主体が機構になりますけれども、機構がその都度マッチングしてここを整備するという形になると、この枠の中で県に申請を上げてきます。地区がそこで初めて決まっていくという形になります。この事業につきましては、20万円という限度額がございます。その枠内で簡単な整備をするということで、例えば畦畔の除去、山梨県の場合、耕作地が小さいのでちょっと広めるということで簡単に畦畔除去するなど、本当に簡単な条件整備という形になっております。

小越委員

それで1億円だとするとかなりの箇所数ができるということになりますと、ほとんど耕作放棄地が農地に変わるように、担い手の方に農地を貸すことができるようにということをやりたいのでしょうか。上限20万で1億円となりますと、ものすごい場所、数になるんですけども、それはいかがですか。

伏見農村振興課長 耕作放棄地であれば、耕作放棄地を1回草刈りしたりとかしますし、それから、使っている畑であれば、今申し上げましたように畦畔をちょっと除去するとか、あるいは使いやすいように出入り口をつくるとかという形になります。単純に計算すれば、反20万、全部で1億円ですから最低でも50ヘクタールになります。機構が本年度300ヘクタールを目標にしておりますけれども、

大体3分の1ぐらいはこの事業を使って条件整備をしないと貸し出しができないということでこの金額をはじめいております。

小越委員　　これは県費ですけれども、国でやっている土地改良というか、整備というのがあるのでしょうか。

伏見農村振興課長　27年度から国からも機構が借りて貸し出すに当たって条件整備する場合の補助事業も設けられておりますので、それとセッティングしながら使っていきたいと思っています。

(県農地中間管理機構の目標達成率等について)

皆川委員　　今の小越委員の質問に関連するんですけれども、これ、山梨県の農地バンク、いわゆる県農地中間管理機構の昨年度の貸し付け実績というのがありますよね。これ、政府が設定した目標面積と実際の山梨県で貸し付けされた面積並びに目標達成率を教えてください。

伏見農村振興課長　機構につきましては、昨年度の3月末までに貸し付けができた面積は49ヘクタールでございます。国とすれば、全体として750ヘクタールという数字を出しております。パーセンテージにすれば少ない数字ですが、全国的にはちょうど中間ぐらいの率になっております。

皆川委員　　今の数値のうちで、本来の目的、農業をやめた高齢者農家や耕作放棄地以外の農地はどれぐらい含まれていますか。

伏見農村振興課長　申しわけございません。耕作放棄地がどれだけあって、耕作放棄地でないところがどれだけというのは今把握しておりません。

皆川委員　　把握してないと言われればしょうがないんですけど、私が調べたところ、これ、本来の目的に沿わないものも大分あるようですね。ちゃんとした本来の目的以外のである程度貸し付け面積を達成しているという、この数字は本当の数字じゃない数字が出ているようなんですけれども、そういうことになる原因は一体どこにあるのか。要するに、達成率も低いわけだが、その原因は何だと思えますか。

伏見農村振興課長　2つあります。1つは、機構に農地を借りたいと手を挙げていただいている方たちの約7割が果樹園を借りたいという要望がございます。その果樹の中でも、成園ということでもう収穫ができる畑を借りたいということで、なかなか農地が見つからないという状況が1点です。それと、中山間地域がほとんどでございますので、その中には耕作放棄地もありますし、条件の悪いところがありますので、昨年は1年目ということで、それらの条件整備をしながら貸し出さなければならないということで、年度末では49ヘクタールという形になっております。

皆川委員　　私はこの制度の周知不足もあると思うんです。それから、やっぱりもっと積極的に役員の皆さんが出向いて行って、こういう制度がありますよともっと働きかけるべきじゃなかったかと、その辺も原因じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

伏見農村振興課長　私どもも市町村と協力しながら、広報等に出していただいたり、農事組合

とかいろいろなところを通じてPRはしたつもりなんですけれども、まだまだ行き届いていないということで、さらに本年度しっかりとPRしていきたいと思っています。

皆川委員           そもそも農地バンクの管理機構の役員構成というのはどのようなお形になっていますか。

伏見農村振興課長   振興公社を機構ということで指定しましたが、理事長は農政部長、私が理事、そのほか、農協の会長、農業会議の会長、農業生産法人と、全部で7名の役員構成になっております。

皆川委員           県でこれだけの追加補正までしているんですから、もっとしっかり頑張っ  
て目標達成していただきたいと思います。何か一言。

橘田農政部長       先ほど課長から説明しましたように、県の農業振興公社が機構の役割を担  
っております。私が理事長になっておりますので、委員御指摘のとおり、昨年度  
スタートの年でございますけれども、今年は2年目ということでございますの  
で、さらに集積が進むように、県と機構が一体となって取り組みを進めてまい  
りたいと思います。以上でございます。

(やまなし「農援隊」設置費について)

渡辺委員           農10ページ、マル新、やまなし「農援隊」設置費についてです。関連質問  
になりますが、お伺いいたします。この山梨農援隊はマル新ですので、まだ認  
知されていないと思うのですが、何かPR活動等は考えていらっしゃるの  
でしょうか。

相川農業技術課長   予算を認めていただければ、これから募集活動に入りまして、9月には発  
足式を行いたいと思います。発足式のときには、県庁に来ていただき、その方々  
を委嘱しますので、大々的に委嘱式等をしてPRするというのと、それから、  
パンフレット等をつくりまして、こういった相談活動を受け付けておりますと  
いうことを広く県民の方々に知っていただくということを考えております。

渡辺委員           技術指導と御説明いただいたのですが、具体的に何を想定して、どういった  
技術指導していくのか教えてください。

相川農業技術課長   兼業農家とか、それから、退職して農業を再びやり始める方というのは、  
病虫害防除だとか栽培技術とかになかなかふなれな部分がありますので、先ほ  
ど言ったような県の普及のOBだとか営農指導員のOBといった農業技術に  
優れた方に、アドバイスとか、あるいは実地指導をしていただくことを考えて  
おります。

渡辺委員           耕作放棄地等の問題もありますので、積極的にPRしていただいて、農政の  
発展に尽くしていただければと思います。

相川農業技術課長   積極的にPRしまして、農援隊が活動をしっかりして地域の方々のため  
になるようにしていきたいと思っています。

討論               なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(八ヶ岳東部の広域営農団地農道整備事業について)

小越委員 課別説明書資料にもあるんですけども、八ヶ岳東部の広域営農団地農道整備事業についてお伺いします。私、たしか3年前の農政産業観光委員会的时候にも、ここの道のことを聞きまして、予定でいきますと、この広域農道は22年に、できるはずだったのができずにいて、26年度に事業を完了するものということで、たしか事業評価のところがありました。26年度に事業を完了させたいと。ですけども、私も見に行きましたけれども、まだ貫通していませんよね。それで、この広域営農茅ヶ岳東部、平成26年度中完成ということで、かなり延ばしてきたんですけども、今後の見通しはどのようなんでしょうか。

福嶋耕地課長 茅ヶ岳東部地区の広域農道の進捗状況につきましては、26年度までで93.9%の進捗となっております中で、最終的に全線供用開始は、現在32年末を予定しているところであります。以上です。

小越委員 平成32年の末ですか。例えば平成22年度完成を目指すんじゃないんですかね。予定どおり平成22年度完成を図りたいということになると10年も延びたということですが、10年も延びますと、最初の計画、目的と大分変わるんじゃないでしょうか。その点は大丈夫なんでしょうか。

福嶋耕地課長 計画内容に変わりはありません。

小越委員 計画内容に変わりなくても、周りの土地の状況や農政を取り巻く状況はかなり変わっております。あそこを昇仙峡まで抜けるという道が途中で切れておまして、そこから通っていないんですけども、そもそもあそこを昇仙峡まで抜けると、農道ですから、農政としてどのような経済効果、農政の発展を見込んでつくってきたのか、22年完成、それで、10年後にはそれがどのように、今、変わらないと言ったけれども、耕作放棄地もふえていますし、変わらないと思っているんですか。

福嶋耕地課長 そもそもこの事業の目的は、農村地域の生産物の流通の合理化を主眼に置いているものでございまして、あわせて、この農道が開通することによって農村地域の生活環境の改善にも資することと考えてスタートしております。そういった面からは、今後その辺の目的は変わらないと考えております。

小越委員 そうしますと、たしか平成26年度までで99億円でしたか、予算上かかっていたと思います。平成32年度まで行きますと、最初の当初計画、平成14年から始まって平成32年まで20年近くかかって、総事業費は幾らになると予想されているんですか。最初はたしか85億円だと思ったんですけども、もう既に90億を超えております。平成32年ということは、総事業費は一体幾らになるんですか。

福嶋耕地課長 今、平成31年度までの工期を予定している中で、173億6,900万円ほどを総事業費で考えております。失礼しました。総事業費を訂正いたします。総事業費105億6,500万円を予定しております。

小越委員 85億円が105億円ということで、そうは言っても20億円もふえているんです。本当に流通の合理化、生活環境の改善という中で、あそこは梅の里、クラインガルテンもあったり、梅があたりしますけれども、ほかにどのようなものの流通の合理化になって、金額的に幾らぐらい農業の生産や所得とかが向上するという見込みなのかお知らせください。

福嶋耕地課長 いずれ農業生産性の向上に基づく効果、その辺は流通の合理化等を中心に、国の承認を受けているB/C1.0以上を上回るものとして進めてきているところであります。

小越委員 何度聞いても、最初の85億円も巨額でしたけれども、それが105億円に伸び、工期期間も10年も多くなるということで、本当にこの道を最初につくるときの目的と、今の経済状況や農業を取り巻く環境から含めて、もうちょっとこれを今後の反省材料にさせていただかないと。あそこでどのぐらい流通したといっても、それがどれぐらい農業の生産や農業の所得につながったか不明なままで、道をつくっていくということだけが農業の農政の中で主力になってしまっただけで困りますので、公共事業再評価、何回もやられていますけれども、これ、これから何回かやっていくんでしょうか。

それで、予定より10年も向こうに行くということになりますと、この広域農道が本当に必要だったのか、そして、これがこれからどういうふうに資するのかということ、再評価、事後評価をしっかりとやるべきだと思うんですけども、そこをお聞かせください。

福嶋耕地課長 それにつきましては、県の公共事業評価委員会の規則にのっとりまして、諮るべきときには諮って進めてまいります。

(農地中間管理機構について)

小越委員 ぜひこれで、ほかのところにも及んでいくんですけども、道のつくり方、そして、これが農政の予算ですから、これが本当に農業のところに資するものかどうかとしっかり考えて事後評価をして、そして、このようなことが二度と起きないようにしていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど皆川委員からもありました中間管理機構のことでお伺いします。先ほど、中間管理機構、県費で先ほど予算がありましたけれども、国からも予算が来ていると。平成27年度からは、土地改良も含めて国からお金が来るといってお話がありました。先ほど農地の集積のことがあったんですけども、国から基金が来て、その基金を積んで、それを農地の集積につなげるということがあります。農地集積協力金交付事業について、国からお金が来て、農地を集積するようにということで交付金のお金が来ています。それが幾ら来ていて、どのぐらい執行されたのか、まずお示してください。

伏見農村振興課長 出し手に交付されます協力金につきましては、519万6,000円が26年度の実績でございます。27年度につきましては、予算として5,000万円ぐらいを使って協力金を交付したいということですが、まだこれはマッチングが進んでいませんけれども、27年度の予算については5,400万円を盛

っております。

小越委員 26年の実績が519万円ということは、国から来ている補助金、それは全体で幾らだったんですか。実績が519万円じゃなくて、補助金というか、国から来た基金の交付金の金額は全部で幾らなんですか。

伏見農村振興課長 協力金を含めての金額ということでよろしいでしょうか。

桜本委員長 小越委員にお伺いします。今の数字が出てこないと、次の質問に移れませんか。

小越委員 移れます。

桜本委員長 よろしいですか。

小越委員 では、後でぜひ教えてください。先ほど27年度予算が5,000万円で、26年度が519万円、単純に推測でいきますと、約10分の1しか使われていないんじゃないかと思うんです。平成27年5,000万円の予算が来て、去年は集積のために協力したお金が519万円しか使えなかったと。ということは、27年度もこの傾向で行きますと、約1割しかこの交付金を使えないというか、集積できない。国からたくさんのお金が来ても、集積することができないのはなぜなのでしょう。

伏見農村振興課長 26年度は当初ということもありまして、先ほど言いましたように、実績が、49ヘクタールが貸し出しという形になっておりまして、目標300に対して49ヘクタールということで、そういう形で協力金が使えなかったということが1点ございます。

27年度につきましては、やはり目標は300という数字を持っておりませんが、とにかく目標に近づきたいということ。それから、この協力金の中身については3つございまして、それぞれの地域に交付する協力金と、営農をリタイアしてやめる方に行く協力金と、機構が借りた農地の隣接地を貸していただける方という、この3種類のタイプがございまして、そこら辺のところ、1年目はPRが少なかったと私たち考えておりまして、今後マッチングする上では、これをしっかりPRして交付していきたいと考えております。

小越委員 ということは、この5,000万円のお金はほぼ使い切れるというか、集積が進むという見通しなんでしょうか。

伏見農村振興課長 集積が目的ですから、このお金をちらつかせて土地を貸してくださいという形で使うものではありませんので、まず集積することが目的であると考えています。その上で、条件に合うものについて貸し出しにお金を交付することで、貸し出す方全員にこの協力金が渡せるというものではありません。

小越委員 そもそも山梨県で大きい平地で整地をして集積するというのが、中山間地が多いですし、耕作放棄地も多いですし、なかなか困難というか、そこを貸すというところに農家の皆さん、二の足を踏む方も多いですし、茨城とか秋田とか、ああいう大きい、広い水田のところを集積するのと山梨県はやっぱり条件が違おうと思うんです。それで、集積のお金がこれだけ来ているんですけれども、

これを本当に使わなくても私は仕方ないと思うんです。集積することがなかなか困難であれば、この補助金の国の立て方そもそもがこの山梨県に合っていないんじゃないかと。大きな水田地のところをごっそり集積するのは可能かもしれませんが、山梨県のように山つきで、耕作放棄地もあって、面積も小さいとなりますと、大きく集積しようということがそもそも不可能というか、ほかの県とはちょっと違うんじゃないでしょうか。いかがですか。

伏見農村振興課長 確かにこの事業そのものは土地利用型ということで水田地域が中心の集約ということになりますけれども、ただ、山梨県にも当然水田もございます。それから、集約型農業については、大きな面積という形にはなっていないかもしれませんが、そこで貸し出す方たちはいますし、条件に合う方たちはいますので、そういった方たちにはこの協力金をしっかり交付して、集積の促進につなげていきたいと考えています。

小越委員 この集積のお金を消化することが目的になってはいけないと思うんです。やはり山梨県の特性も含めて、大きい面積じゃなくて、規模が小さいところでも集積するのか、それから、条件も、全国一律ではなく、山梨県独自のことも含めて、集積が目的にならないように、家族農業、家族経営でこの山梨の農業を支えているということも含めてやらないと、この前の国の公聴会でJA梨北の方が言っていましたけれども、山梨の農業を支えているのは、大きな法人だけではなく、そのほとんどと言ってもいい方々が家族農業で、兼業農家の方々が農家の水田を支えていると。そこも含めてやらないと方向を間違えると思いますので、集積だけを、お金を使うことだけを目的にしないでいただきたいと思いますが、最後にここだけ聞いて終わりにします。

伏見農村振興課長 委員おっしゃるとおりで、お金を使うことが目的ではありません。集積することが目的でございますので、協力金を全く使わないで集積ができればそれでいいと思いますけれども、山梨県は山梨県らしい特徴がありますので、大規模に集積するところもあれば、家族農業を支えるような形での集積もあるということで、地域に合わせた集積の仕方をしていきたいと思っております。

桜本委員長 金額につきましては、次の部局審査の冒頭に説明してください。

( 休 憩 )

桜本委員長 伏見農村振興課長から報告を求めます。

伏見農村振興課長 平成26年度に農地集積として積み上げた基金につきましては、1億9,845万5千円でございます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

第61号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑

河西委員

この改正条例についてお聞きしたいと思います。丘の公園に指定管理としてやっておりますが、運営も大変厳しいように聞いております。その中で、利用者をふやすということで、山梨県は会員数が1,000人当たりでは5.28人で、日本では4位ということで大変人気があります。競技人口にしても19万と少しぐらいですかね。昔、ゲートボールがありました。あれはルールがちょっと難しくて、わかりづらかったのですが、このグラウンド・ゴルフは本当に簡単な競技で、よくても悪くてもやはり自己責任ということで、人気があるのではないかなと思います。

そういうわけで、グラウンド・ゴルフ協会の認定をとり、2面をつくるということですが、このグラウンド・ゴルフの認定コースというのは県内では聞いたことがないので、県内ではおそくないと思いますけれども、あるのかなのか。また、この認定をとった場合、どんなメリットがあるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

廣瀬企業局総務課長

県内には、日本グラウンド・ゴルフ認定協会の認定のグラウンド・ゴルフ場はございません。県内初となります。また、県内初のグラウンド・ゴルフ場の認定を受けますと、日本グラウンド・ゴルフ協会のホームページに掲載されるため、集客につながることが予想されます。また、大会等も開きやすくなりますので、八ヶ岳南麓地域全体の集客にもつながるものと思っております。

河西委員

その方向でいいのではないかと思います。628円という金額は上限だと思います。その範囲内で、指定管理者と今から協議をしながらやっていくと思いますが、大体この値段でいくのか、それともまた協議して金額が変わるのか、今、はっきりしているのか、していないのか、わかりませんか。

廣瀬企業局総務課長

これは近隣のグラウンド・ゴルフ場の平均ということで定めさせていただきました。現在、指定管理者が540円という金額で自主事業としてやっております。また指定管理者と相談させていただき、どのぐらいになるのか金額を定めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

河西委員

金額もあまり高ければまた利用も少なくなるし、また、少なければせっかくやっても収入は少なくなるということで大変難しいと思いますが、ぜひいいところで金額を決めていただければと思います。県が1,200万円ほど出して整備をして、また指定管理者にとっても大変な集客動員にもつながるということで、メリットがあると思います。ところで、平成26年度はプレーだけで500人ぐらいということですが、平成27年度のグラウンド・ゴルフのプレーだけする人数は3,945人とのことですが、これはプレーだけではなくて、一緒にいろいろとレストランとか温泉施設とか利用した数を、合わせた数ということでしょうか。

廣瀬企業局総務課長

資料4ページの表の右上でございますが、プレーのみと、それ以外にプレーと食事とか温泉をパックにして出している例がございます。平成26年度

から、プレーのみで帰られた方が500人弱、パックを利用された方が2,000人弱となっております。それから推計しまして、平成27年度の利用者を両方含めまして4,000人弱と推計させていただいております。以上でございます。

河西委員 平成27年度は、例えば収入金額というのでしょうか、27年度のプレーだけだと幾らで、一緒にいろいろなパックとして利用していただいた場合はどの程度になるか教えてください。

廣瀬企業局総務課長 プレーのみの方が約2割、パックを8割方利用されると推計させていただいております。プレーのみの方を推計しますと大体250万円ぐらい、それから、パックを含めると、右の表にあるように930万円、1,000万円弱ぐらいの収入があるのではないかと見込んでおります。以上でございます。

河西委員 ありがとうございます。1,200万円という県費を投入して2面整備するというところであります。ぜひ活性化につながるように、また指定管理者とよく協議した中で頑張ってもらいたいと思いますが、公営企業管理者から、最後に一言お願いします。

矢島公営企業管理者 本当に高齢者に非常に人気のスポーツだということで、競技人口もこれからどんどんふえると思います。八ヶ岳のまさに観光の拠点の1つである丘の公園でありますので、そこに多くの人が集まって、地域全体も繁栄できるように頑張っていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第63号 平成二十七年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第二条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしエネルギービジョン(仮称)策定事業費について)

浅川委員 やまなしエネルギービジョン(仮称)策定事業費については、代表質問をさせていただいたのですが、今、やまなしエネルギー地産地消推進戦略ということで進めておりますね。平成24年度から立ち上げて進める中で、今回策定するエネルギービジョンと、どういう関係を持って進めていくのかお伺いします。

井出エネルギー政策課長 現在進めております、2050年ごろに全電源をクリーンエネルギーで賄うとしましたエネルギー地産地消推進戦略につきまして、これは先ほど申し上げた2050年ごろのエネルギーのあり方、それまでの施策の進め方を示したものでございます。今回策定しようとしております新しいエネルギービジョンにつきましては、2030年ごろを見通した施策の方向とエネルギーの構成を検討して策定していこうとしているものでございます。2050年という長期の目標につきましては、引き続き大きな課題であると認識しておりまして、2030年の目標を実現しながら、2050年に向かってどのように進め

ていくか、あわせて検討をしていくということになるかと思います。

浅川委員 今、課長が言われたこともよくわかるのですが、今なぜこの新しいエネルギービジョンを策定する必要があるんでしょうか。

井出エネルギー政策課長 現在のやまなしエネルギー地産地消推進戦略につきましては、太陽光発電を中心としましたクリーンエネルギーの普及促進を中心としているものでございますが、太陽光発電の急速な導入により、自然景観や環境との調和の問題、増加する国民負担の問題、また、系統連系の制約といったさまざまな課題が生じてまいりました。これに対して国におきましては、2030年の全国の電源構成を目指した新しいエネルギーミックス、電源構成が示されたところでございます。また、本県を取り巻く課題といたしまして、企業の撤退とか景気の低迷によります産業界への支援が必要になっているということ、人口減少への対応が必要になっていること、こうした課題への対応も踏まえまして、早急に新しいエネルギービジョンを策定する必要があると考えているところでございます。

浅川委員 よくわかりました。有識者による検討委員会を立ち上げると書いてありますが、どんなメンバーで、何人ぐらいで構成して、年間どのぐらいの回数開催するのか、計画があったら教えてください。

井出エネルギー政策課長 新しいエネルギービジョンにつきましては、やはり県内の産業界に対してどういったエネルギーを供給していくかということが議論の中で大きな比重を占めてまいります。そこで、委員会のメンバーとしましては、県内の産業界から、また消費者の代表者、さらに学識経験者、電源・エネルギー関係の事業者といったメンバーで10人程度を考えております。また、審議におきましては3回程度を予定しておりまして、第1回目で現状と課題を示した上で、第2回で素案を検討し、3回目で成案を取りまとめる、このような流れで進めていきたいと考えております。

浅川委員 7月3日には議会でもエネルギーに対する政策提言案作成委員会が、立ち上げる予定になっております。できればその中からも1人ぐらい参加することが可能なのでしょうか。それとも、提言で言ったほうがいいのか。もし見解があったら教えてください。

井出エネルギー政策課長 これまで有識者会議につきましては、専門性の高い内容での議論、またそれぞれのお立場からの議論をということで考えておりまして、議会からの選任は今、想定してございません。議会から御提言をいただけるということであれば、その提言をもって新しいビジョンの中に反映させていくということも1つの方法ではないかと思います。以上でございます。

(やまなしスマートハウス普及啓発事業費について)

浅川委員 引き続きまして、やまなしスマートハウス普及啓発事業費を新しくつくられておりますが、スマートハウスとは例えばどんな住宅のことをいうのですか。

井出エネルギー政策課長 スマートハウスという言葉につきましては、新しい言葉ですので、なかなかなじみがないかもしれませんが、県で考えておりますスマートハウスは、自立したエネルギー源を持ち、快適な生活ができるようエネルギーを最適

に利用して、省エネルギーも実現できるものと考えております。具体的には、エネルギーとしましては、太陽光発電、燃料電池、さらに蓄電池を備えたもの、また、最適にエネルギーを利用する環境としまして、エネルギーのマネジメントシステムを備えたもの、省エネルギーとしまして、断熱性能の高い窓とか壁を有したもの、そうした機能を備えて省エネルギーにも貢献できるものをスマートハウスと考えております。

浅川委員 今説明したスマートハウスの普及のために、中小の工務店を対象としたセミナーが必要だと言っていますが、この辺はどんな観点から中小の工務店を対象にするのか教えてください。

井出エネルギー政策課長 新築住宅におきましては、ハウスメーカーの取り組みによりましてスマートハウスの普及が今、進みつつあります。しかし一方で、実際に住宅建築を担っているのは工務店の努力によりまして、全国的にはおおむね4割程度は工務店の施工によるものと伺っております。そうしたことから、スマートハウスを普及促進させるためには、ハウスメーカーだけに任せておくのではなくて、工務店の皆様方にまず省エネルギーあるいは新しい省エネ基準がどのようなものなのか、国の補助制度はどういったものがあるのかということをお聞きいただくために、そのためのセミナーを開催することが必要ではないかと考えてこうした事業を組み立てたところでございます。

浅川委員 セミナーの内容はどのようなものを想定してやるのか、また、どの程度、どの辺の地域で開催するのか、計画があったらお示してください。

井出エネルギー政策課長 先ほどお答えさせていただいたとおり、国の補助制度あるいは省エネ性能についての知識の普及ということで、専門の国の関係機関の講師を招聘しまして、セミナーを開催したいと考えております。開催場所につきましては、県内の4地区4カ所に分けて、それぞれ開催してまいりたいと考えております。

(エネルギーの地産地消について)

白壁委員 井出課長、お答え上手だからよくわかるのですが、当初の地産地消の関係、これ、本当に鳴り物入りで出てきたもので、2050年の計画を立てたときに、当時の担当だとか課長にもいろいろ聞いたところ、2050年という先々のことで、そんな先まで計画立てられるんですかという話をしたら、「これを計画として立てます」「どういうところに何を主体としていくのか」「太陽光を主体といたしまして、企業だとか、これからメガも出るだろうし、ほかに一番重要なところは、家庭の屋根に太陽光発電を設置していきます」と答えていました。それを推進するためにどうするのという話をしたら、融資を受けて設置する際の金利についてアッパーを決めて補助していきますと言っていた。

その当時は、それで、これはすごいもんだと。でも、できるかどうかわからないけれども、頑張ってもらいたいということだったんだけど、今度、エネルギービジョンと名前が変わったんだね。なおかつ、景観を壊すから太陽光発電はだめだと言っているんだよね。1つ抜けているのは、当時一番力を入れようとした住宅の太陽光というのが今もお答えないんだよね。あのとき発電するものとしては、これが一番大きかったんだよ。それと、水力発電をやっていた。企業局も1年に1つずつぐらいやっていたかというようなことがあったね。

その当時は、そこにガス管があるから発電しようなんていうことはなかったんだけど、あれは地産じゃないんだよね。どこか外国から持ってきたり、新潟

あたりから持ってくるんだから、だから、苦肉の策でエネルギーと名前を変えたということなのか。幾つか言ったけれども、まとめて答弁してください。

井出エネルギー政策課長 まず、住宅用太陽光についてお尋ねをいただいております。住宅用太陽光につきましては、昨年度まで補助事業を行いまして、一昨年度までにおいては実際に住宅用太陽光発電を入れる場合、その設置費用に対する借入金をした場合にその補助を行いました。昨年度におきましては、住宅用太陽光は必置といたしまして、さらにエネルギーマネジメントシステム、HEMSを設置する場合に補助を行うということで、家庭の住宅用の太陽光の普及促進ということで取り組みを進めてまいりました。

これにつきましては、やはり相当程度住宅用のものは現在も進んでおります。今後、現在の固定価格買取制度においても、住宅につきましては価格がそれほど下がらないままで推移をしており、国といたしましても、引き続き普及に努めていくという姿勢があらわれているのではないかと考えております。この固定価格買取制度により、今後においても住宅用太陽光につきましては普及が進むものと考えております。

また、実際に今後におきましては、先ほど事業の御説明をさせていただきましたが、スマートハウスということで、やはりみずから近場で発電をしてエネルギーを有効に活用することは非常に大切なことで、県としても推進していくべきものと考えており、このスマートハウスの普及促進という形で、住宅用太陽光につきましても今後も普及を促進してまいりたいと考えております。

また、次のお尋ねがございました名称につきましては、これは新しいやまなしエネルギービジョンということで、従来の地産地消という考え方を全く否定するものではございません。地産地消ということで身近なところでエネルギーを生み出し、身近に消費をしていくことは引き続き考え方としては持ち続けなければいけないと考えておりますし、2050年の地産地消の姿もこれは目指すべきものと考えているものでございます。

今回新たにエネルギービジョンとしましたのは、太陽光発電、水力発電、御指摘がありましたその普及とあわせまして、新たに天然ガスパイプラインを活用して、熱エネルギーの活用につきましてもエネルギービジョンの中で検討してまいりたいということで、熱も含めまして新しいエネルギービジョンということで検討をさせていただきたいと考えております。

白壁委員

よくわかるんだけど、いずれにしても地産地消という言葉はすばらしい言葉なんだね。今度、新しい知事になったら、ガス管があるから発電させてしまうと。そうすると、地産地消じゃなくなるからこれに変えたんだと僕はそう感じたんだけど。要は、山梨県内で電気を消費するのに、県内で発電したもの、これで賄おうなんていうのはすばらしいことだし、県民がそれに向かってみんな協力しようという、スマートハウスイコール今言ったようなことなんだけど、こういう協力も出てくると思うんだ。ただ、エネルギービジョンでいえば、実はガスも通っているからそのところで発電する。「そのガスはどこから来ているの」「外国から来ている、新潟から来ているんだ」と、これは違うと思うんだけどね。僕は、何回も言うとおり、地産地消という捉え方も考え方も、すばらしいことだと思うんだけど、この点についてはどうですか。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘がございました地産地消につきましては、身近なところでエネルギーを生み出し、それを近くで消費をしていくということは、目指すべき姿としてあろうかと思っております。一方で、現在のエネルギーを取り巻く状況

の中で、国の2030年を見通した電源構成におきまして、確かに地産地消といったものを今後もどう普及させていくかは、再生可能エネルギーの普及、また新たにコジェネレーションということで、天然ガス等を活用しました電源につきましても明確に数値が示されているということでございます。ですので、2030年という時間軸の中においては、そういった天然ガスを活用したエネルギー利用もこれはどうしても必要になってくるかと思えます。ただ、委員御指摘のとおり、やはり目指すべき姿としての地産地消は、今回のエネルギービジョンの検討の中でも、将来的にはどういうものを目指すのかという点で検討はさせていただきたいと考えております。

白壁委員

今、太陽光も、スマートグリッドの関係もあるし、電源が安定していないから、企業局でも一生懸命いろいろやっているようだけど、要は、スマートハウスというのはHEMSだよね。これを別に捉えてはだめなんだよね。いわゆるHEMSという捉え方の中でスマートハウスが出ていく。そういう仕組みを、システムを使った電源管理をしながら、例えばどういうところが一番電気を消費して、それを抑えるためにどうしたらいいか。そのために、生活サイクルを変えて、少しでも下げていこうと。なおかつ、自分のところでエネファームが何か使って発電したりしながら、それを今度蓄電しよう。その蓄電のバッテリーをセットして、少しでも効率のいい住宅をつくっていこうということだね。僕もプロだから、皆さんより多分詳しいと思えます。

それにしても、こういうものを皆さんで普及しましょうという前提には、エネルギービジョンじゃなくて、地産地消だとか、もっと具体的な名前があったほうがみんな協力しやすいんだね。ただそこにガスがあるから、ガスを付加していかないと50年の達成はできないという意味かな。でも、その当時はできると言ったんだよ。僕は不可能だと言ったんだけど。でも、できると言った。そうすると、住宅も一生懸命しましょう、県でもしますと。でも、そんな県のちょっとぐらいのものじゃ足りないという話をしたら、いや、市町村もやっていますからと。何で市町村と一緒に県がやらないんだと言ったけれども、県は県でそういう立場で、市町村が推進するものですからということだったのね。いずれにしても僕は地産地消という言葉は絶対捨ててはだめだと思う。

あと、スマートハウスの関係だが、どのぐらいを目標にしていくのか。期日はどのぐらいで、どのぐらいの棟数をいつごろまでにつくっていくという計画を立てるのか。ただ単純に設計屋だとか工務店を集めてその説明をするだけということなのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 スマートハウスにつきましては、まず国の施策がどのようになっているかが1つの目安になろうかと考えております。具体的に国で、2020年ごろまでには段階的にスマートハウスを標準的な新築住宅に導入していくという目標が示されております。したがって、この国の施策に合わせまして、2020年ごろまでには標準的な住宅でスマートハウス化、新しい省エネ基準に適合するような住宅を県内でも普及ができる形で後押しをしていくことで考えさせていただきたいと思っております。

白壁委員

エネファームが普及したというのは、300万円ぐらいの補助金があったよね。結構高いんだけど、それでも180万円から200万円ぐらいかかっているのかね。かかっているんだけど、国が施策の誘導をかけて、そっちの方向に補助金をかけていったんだよ。今、このHEMSもスマートハウスも同じで、その方向に引っ張っているわ。だけど、これはなかなか難しい。難しいという

のは、なくてもいいものなのよ。でも、エネファームの場合には、電気を切ってもそれで発電できて、電気を生むことができるから、目に見えていいんだけど、例えばこの時間帯で今月こうだった、前年のこの時期、同じだった、少し下がりましたといっても、それを金額に換算してもなかなか普及しないんだね。一生懸命国はやっているけれども、2020年って間に合わないと思う。

僕はよく言うんだけど、この政策が出てから軌道にのるまで、大体10年から15年は絶対かかるね。ということは、今、山梨県がそんなに早く設計屋に言っても、工務店に言っても動かない。動いているのはハウスメーカーだけで、それも一部。でも、そんなに売れてない。なのに、今やるのかな。やらなければならない国の指導が何か来ているのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 国の施策と申し上げまして、これは国が独自にももちろん進めているものでございまして、特に国から指導が何かあるということではございません。やはり家庭部門での省エネルギーということで家庭の省エネをどう進めていくかという観点では、やはり熱エネルギーをいかに家庭の中で落とすしていくということが大きな課題となっております。山梨県の家庭部門でのエネルギー消費がなかなか高どまりをして下がらないという状況がございまして。そういった中では、委員御指摘のとおり、新しい情報通信機能などを使っているスマートハウスはなかなか普及しにくい面は確かにあるかと思いますが、省エネルギーを進めていくという観点においても、やはり県としましてはその実現に向けて努力はしてまいりたいと考えております。

白壁委員

これずっと話ししていても多分終わらない問題ですが、まず、省エネの住宅というのは断熱から入るんだね。気密があって断熱がある。それがあって、建物内の床平米当たりのカロリーを40だとか60にしていくためにはどうしようかと、まずそこが基本なの。あと、一番熱損失の大きいいわゆる開口部という、単板ガラスだと熱伝導率例えば2.6というのを複層にすることによって1.3に下がるとか、中にはアルゴンガスを入れることによって0.幾つに下がると。今度は全体的ないわゆる断熱性能を上げていく。断熱性能を上げてきて、今度は電気をどう使っていくかと。例えばエアコンの消費量だとか、そういうものを今度は出していったらいいとか、夜間も使ってこうしようかというところでHEMSが入ってくる。HEMSが入ってきたら、今度はこういうものがスマートハウスと呼ばれるもので、電話を使ったり、パソコンを使ったりして遠隔操作できるようになる。

そこまでわかってもらえれば、何が一番重要かというのと、そこまでなかなか行かない。行くまでに時間がかかるということだよ。多分今回やってもそんなに行かないと思う。それよりもハウスメーカーに協力させて、山梨県だって、5割ぐらい今、ハウスメーカーじゃないかね。ということは、大手ハウスメーカーね。パワービルダーと言われるような地域の大きな工務店の話じゃない。200、300やっているような工務店はパワービルダーというんだけど、大手ハウスメーカーというところは今、メーカーの差別化でやっているから、こういうところをうまく利用していったほうがまだいいような気がするんだね。そうすると、皆さんの仕事がなくなってしまうんだけど。

いずれにしても、何回かやって、間違いなく必要なことは必要なことだから、やってほしいんだけど、なかなか進まないと思う。進めるためにはどうしようかということだよ。そのためには、何かの上乗せをかけたり、よくリフォームというんだけど、リフォームでHEMSができるようなものを考え出す

とか、そういう研究するための費用を投資して、世の中になんかものをつくっていかねばだめだよ。リフォームってなかなか消費も拡大できて、新築というのはだんだん減っていくんだから。今どうだろう、山梨県で3,000棟ぐらいかな。リフォームはこれからストックしている建物にちゃんと力を入れてやっていくような何か違うもの、ただ単純に工務店を呼んで、設計屋を呼んで、指導して、それをふやすなんていうことよりも、どうせお金かけるんだったら、もっと違うものを考えてほしい。方向性は間違っていないので。

井出エネルギー政策課長 委員の専門的なお立場からのいろいろな御指摘もいただきましたので、その点も踏まえて今後の新たな検討課題としていろいろと検討させていただきたいと思います。

(エネルギー地産地消推進事業費について)

小越委員 皆さんから質問が出ているエネルギー地産地消推進事業費、やまなしエネルギービジョンのことです。ここの説明を聞く限りでは、エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と災害に強いエネルギー社会の構築を図るとあるのですが、先ほど再三お話がありました2050年の地産地消は、あくまで地産地消を2050年までに山梨県内でやるというのが大きな目的というか狙いだったんですけども、今回、これを見ますと、そうではなく、経済の面からエネルギーをどこから供給するかということをつくるといえることですか。

井出エネルギー政策課長 地産地消戦略につきましては、2050年ごろまでに地産地消を目指すという考え方であります。それにつきましても、今回のエネルギービジョンの中では、それは目指すべきものとして検討はしていく必要があると考えております。今回のビジョンの中で、経済的な支援策としてエネルギーを考えているかということにつきましては、そののみが問題ではないと考えております。その目指すべきところは県内経済の活性化というところもございますが、いかにエネルギーを効率的に山梨県内で使っていくのか、また、省エネルギー社会をいかに実現していくのか、そういったところも大きな課題と考えております。そうしたことも含めて、山梨県のエネルギーのあり方についてビジョンの中で検討させていただきたいと考えております。

小越委員 ということは、やっぱり2050年までの大きな地産地消という中に、今度、2030年のエネルギービジョンは入るということなんでしょうか。それとも、2030年までにここまで到達した後、2050年に行くのかと。2050年に地産地消を目指すとなれば、2030年には例えば半分は行くとか、3分の1は行くとか、そういうことなのか。包含しているのか、それとも別の話なのか、そこを説明もう1回お願いします。

井出エネルギー政策課長 2050年で地産地消を目指していたということは大きな目標であると考えております。2030年と申しますのは、やはり足元の状況から、山梨県にどういったエネルギーをどのように入れていくのか、それを2030年の段階では、国のエネルギーミックスも考えながらどこまで実現ができていくのかを考えていくものであります。それが2030年を目指した上で、さらに2050年がどうなっていくのかも見すえたもので検討してまいりたいと考えております。

小越委員 ということは、2030年、エネルギーミックスの話がありましたけれども、

地産地消ということになりますと、山梨でつくったエネルギーで山梨の経済も生活もすると、2030年のときにはそこまで行っていないということを含めてエネルギー構成はどうかとなりますと、原発のことが出てきます。そこについてはどうお考えなんでしょうか。

井出エネルギー政策課長 原子力発電があるということにつきましては、これはいわゆる電力会社をはじめとする一般電気事業者が原子力発電所を保有して、そこで発電をしているということでございます。県の立場から見ますと、電力会社から電気を山梨県に供給を受けているということですので、それがどういった電源から来るかということは、直接山梨県では、ちょっと考えられることではないんじゃないかと思っております。

小越委員 だから、電源のところがどうかという構成を、2030年までには、天然ガスでこのぐらい、太陽光でこのぐらい、東京電力はこのぐらいという計算という数字で出していくということなんでしょうか。

井出エネルギー政策課長 国の2030年の電源構成が示されております。その中には、それぞれのエネルギー別の種別によって構成比率が示されております。県でこれから検討するエネルギービジョンにおきましても、可能な限りそういったものは検討すべきものと考えておりますが、その点につきましては、今後、有識者の御意見も伺いながら検討させていただきたいと考えております。

小越委員 今の説明でいきますと、あくまでこれからエネルギーの構成をどうするかと考えていくということだと思えます。天然ガスでいこうと後藤知事が言っていますけれども、それがどのぐらいなのか。私は2030年、それから、2050年も見通して、先ほど白壁委員からもありましたけれども、地産地消という言葉をやっぱり2030年までにどこまで行くんだかということ、それも含めて検討していただかないと。今の話だと、経済のことは経済のこと、地産地消は地産地消のこととなりますと、2030年と2050年のこの計画の整合性が合わなくなってくると思えます。2030年までに地産地消でどこまで行くのかということも含めて2050年は必ず達成することを含めてやっぱり考えていただかないと、経済産業のために天然ガスをどう使っていくかだけだと、本来の地産地消の推進事業費から話が外れていってしまうので、私はあくまで地産地消を目的にして、2030年にはどこまで行くのかということを示していただきたいと思いますと思いますが、最後にそこをお伺いします。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘の地産地消についてでございますが、地産地消というエネルギーの供給体制が大きな課題としてあることは御指摘のとおりだと思っております。ただし、地産地消という形だけがエネルギーの供給のあり方としてそれが全てではないと思っておりますので、さまざまなエネルギーの供給体制というものはあるかと思えます。こういった体制が2030年の時点でとれるのか、それについても検討課題と考えておりますので、地産地消ということも含めてその点は検討させていただきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(本県の太陽光発電の設置状況等について)

浅川委員 さっきからいろいろ話が出ましたが、私、メガソーラーと自然景観について代表質問をさせていただきました。エネルギーの施策を展開しているのも、多分地産地消の部分で太陽光をちょっとダウンさせようということがあるんじゃないでしょうか。細かくもう1回おさらいをさせていただきますが、まず本県の太陽光発電の設置状況はいかがですか。

井出エネルギー政策課長 現在までに太陽光発電が導入されている数でございますが、住宅用太陽光が8万7,000キロワット程度、事業所用につきましては19万6,000キロワット程度、合計いたしますと28万3,000キロワットが導入されているものでございます。

浅川委員 太陽光の発電量について、発電出力はどのくらいですか。

井出エネルギー政策課長 発電出力といたしましては、住宅用と住宅用以外のメガソーラー等の事業所用を含めまして28万3,000キロワットでございます。これにつきましては、東京電力による山梨県内の電力出力で、103万キロワット程度がピークでございます。そういたしますと、その103万キロワットに対しましては、出力とすればおおむね27%程度太陽光発電があるということでございます。

浅川委員 発電電力量はどのくらいあるんですか。

井出エネルギー政策課長 出力ベースでは先ほど申し上げました27%でございますが、実際に発電する量ということになりますと、年間で3.5億キロワットアワーに計算上はなっております。

浅川委員 出力が27%で、電力量が6%という格差は何なのか。

井出エネルギー政策課長 太陽光発電の特徴といたしまして、実際に発電できるのは太陽光が出ているときだけで、夜は発電をしないということがございます。また、日が陰ったりしますと発電の出力が下がるということもあり、出力は大きく変動してまいります。そのため、発電能力、出力としてはありましても、実際に発電、電力として使えるものというのは、やはりそのまま使えるわけではありませんが、実際には下がってしまうという特徴があるからと承知をしております。

浅川委員 防災面も含めて質問させていただきますが、私どもの会派で、甲斐市の菖蒲沢も現地調査をしたこともありますし、私の地元の檜山牧場という、かなり大きな、45億円ぐらいの計画が進んでいるんですが、景観や防災上問題となっている事例がございますか。

井出エネルギー政策課長 全県下におきまして大規模な森林伐採を伴うような計画が散見されておりまして、その中には、景観上の問題が指摘されているもの、あるいは防災面での懸念が示されている計画が散見されているのは事実でございます。

浅川委員 今現在、どのぐらいの面積が山林に設置されているのか大体わかりますか。

井出エネルギー政策課長 森林伐採を伴うものにつきましては、一定の規模、1ヘクタールを超えるものにつきましては、森林法の規定に基づきまして、林地開発許可がなければ開発ができないことになっております。その林地開発許可を得ている面積としましては、60ヘクタール程度が現時点では許可を得ております。ですので、1ヘクタールを超える開発は60ヘクタール程度既に許可が出ているという状況でございますが、それを下回る規模のものにつきましては、県としてはデータとしては把握ができない状況でございます。

浅川委員 設置するには、特にメガソーラーにするには国の認可をとらなければ設置できないと思うんですが、設置の認可をとってまだ未稼働の部分は案件としてのぐらいありますか。

井出エネルギー政策課長 発電施設としての設備認定を経済産業省から得ているものということでございますが、現在稼働していないものが106万キロワット程度まだあると承知しております。

浅川委員 それで、今後県内に、特にメガソーラーについて、どのぐらい設置されるのか大体わかっていますか。

井出エネルギー政策課長 先ほどの106万キロワットと申しますものがどの程度の規模かというのはさまざまなものがございます。仮にこれがメガソーラー、いわゆる1,000キロワットのものということになりますと、一般的にはメガソーラー、1メガのクラスが1.5ヘクタール程度の面積が必要になってまいります。そうしますと、106万キロワットの発電施設が仮にできる、これがメガソーラーでできた場合ということの仮の前提ですが、その場合には1,500ヘクタールを超える開発が行われるということになると思います。

浅川委員 その面積が1,500ヘクタールぐらいということですか。1,500ヘクタールという驚くべき面積が計画されています。このような太陽光発電が山林に設置され、景観を損ない、自然災害のリスクをますます高くしていることを私も大変危惧しておるところです。特に私どもの八ヶ岳南麓には、大量の太陽光パネルが出現してかなり困っているわけですが、災害の発生が懸念される部分について、乱開発がかなり進んでおります。これらをとめることもどうすることもできないんですが、このことは県はどのぐらい承知しておりますか。

井出エネルギー政策課長 さまざまなところでいろいろな運動とかいろいろな御意見があるものと承知しております。以上であります。

浅川委員 一般的にはこういったものを規制するためには、景観形成条例のような条例が必要と思うんですが、県はどのように捉えておりますか。

井出エネルギー政策課長 太陽光発電に対しましてどういう形で設置に対する行政指導あるいは法律上の指導ができるかということにつきましては、大規模な開発につきましては、先ほど申し上げました森林に関しては、1ヘクタールを超えるものは森林法による林地開発許可がございます。また、30ヘクタールを超えるような非常に大きなものということになりますと、県の環境影響評価条例の適用の

対象となってまいります。また、15ヘクタールを超えるという大規模なものにつきましても、環境影響評価条例のスクリーニング、いわゆる条例を適用するかどうかの対象になるということで、大規模なものについてはそういった法律、条例に基づく対応が県でできると思っております。

また一方で、景観を対象といたしました行政の対応といたしましては、市町村が定めております景観条例におきまして、これに太陽光発電施設を工作物として届け出の対象とすることで、景観上のさまざまな指導の対応が可能になるということで承知をいたしております。

浅川委員 課長が承知しているかどうかわからないんですが、北杜市ではかなりこういった住民運動等が行われて、7,000とか8,000とかという署名が集まったような話も聞いております。条例と要綱との違いですが、要綱はあまりにも縛りがないと聞いていますが、この辺についてはどのように考えているのか。特に私の地元、北杜市においては、かなり要綱にこだわっていて、条例に行かないという部分で周りがかかなり危惧しているのですが、いかがでしょうか。

井出エネルギー政策課長 条例に基づく指導と、委員御指摘がありました要綱ですが、行政庁側で何らかの要綱を策定して指導しているという例は、富士北麓の町村をはじめといたしまして、県内でも北杜市におきましてもそういった指導が行われているところがございます。ただ、景観条例に基づく指導ということになりますと、これはやはり条例の強制力、拘束力を持った指導ということが可能になりますが、要綱によりますと、これは行政上の指導ということで、条例による効力とはちょっと異なってきます。あくまで行政上の指導ということに限られてくるという面があるかと思えます。以上であります。

浅川委員 県としては、市町村に対してどの程度の強制力をもって指導するのか。

井出エネルギー政策課長 県としましては、市町村の景観条例あるいはその他の開発に関する条例等の制定につきまして、まず景観につきましては、県の美しい県土づくり推進室が景観法、景観条例を所管しておりまして、私どもエネルギー局と一緒にしまして、景観対策といたしまして太陽光発電の届け出対象とするように、市町村の担当者と連絡協議会を持ちまして、指導といいますか、情報提供等を行っているところであります。また、個別に市町村から相談があった内容につきましては、エネルギー局を通しまして、それぞれの対応すべき部署と連絡をとりながら相談に乗っているという実情でございます。

浅川委員 私、この間代表質問でお聞きしたところ、当局は、今年度中にガイドラインをつくるというお答えをいただいたんですが、今、ガイドラインによって市町村は今年中ぐらいにルーズというか、スローな展開をするように聞いておりますが、その辺については、ガイドラインをどの程度いつごろまでに設置する予定でいる考えか教えてください。

井出エネルギー政策課長 太陽光発電の適正導入に向けましたガイドラインの策定につきましては、現在検討を始めているところでございます。これにつきましては、各市町村とも連携して内容を詰めていく必要もあろうかと思ひまして、今後、市町村との連絡を密にとっていきながら検討していかなければならないと考えております。また、国におきましてもさまざまな動きがございます。自然公園をめぐる動き、あるいは資源エネルギー庁で固定価格買取制度をめぐる動き等も

ございます。また、環境省等の動きもございますので、そういった動きも踏まえながら、今年度中には何とか策定をしてみたいと考えております。

浅川委員 景観条例の中に太陽光を入れている市町村は幾つぐらいありますか。

井出エネルギー政策課長 山梨県内の市町村におきまして現在景観条例で届け出対象にしているのは4市と承知しております。

浅川委員 自然環境や災害も含めて、私どもはやっぱり守っていかなければならないという部分もありますので、ガイドラインがどの程度の強制力を持つのか、どんな考えか教えてください。

井出エネルギー政策課長 太陽光発電の適正導入に向けたガイドラインでございますが、これにつきましてはあくまでガイドラインでございますので、強制力を持ったというものは難しいと考えております。ただ、これは発電事業者が計画段階で考慮すべきもの、検討すべき事項をお示ししたいと考えておりますので、その時点でこのガイドラインを踏まえて適正な導入を進めていくということは、事業者の計画段階で柔軟に対応ができる余地のあるもの、計画段階でいえばそういった対応も可能ではないかと思っておりますので、そういった点で効果があるのではないかと考えております。以上です。

浅川委員 井出課長は知っていると思えますけれども、かなりの強制力を持たないと、災害がもう起きていることも承知していますよね。私の地元では、この24日に災害が起きました。大変な災害ですが、課長も、見えていますね。

井出エネルギー政策課長 委員から御指摘がございましたのは北杜市の事例かと思いますが、現地は確認しております。建設計画中のメガソーラー用地から土砂が流出して、その下流域の道路、水田等に土砂が流入したというものではないかと。

浅川委員 大体、面積とか、損害金額というとな難しいでしょうけれども、面積ぐらいとか、おおむね何ヘクタールとかわかりますか。

井出エネルギー政策課長 御指摘の案件につきましては、具体的なところについては承知をしておりませんが、これは山林の伐採を伴った開発でございますので、現在、森林環境部でいろいろと調査をしているのではないかと思います。以上です。

浅川委員 局長にあえて最後の質問をさせていただきます。実は今回流出した場所は県有地です。県有地を市が施工した45億円にも上る大きな事業ですが、わずか2時間ぐらいの豪雨の中で流れたんです。だから、30年とかそんな問題じゃなくて、県が強力に指導なり、要綱なんていう何の規制もないものをつくってもしようがないので、県で条例の制定なり進めていってほしいと思いますが、局長の見解を伺います。

赤池エネルギー局長 今まで話が出ましたように、太陽光発電施設が問題になる理由は、今の災害の問題もありますし、先ほどから出ています景観の問題もあります。景観につきましては、井出課長からも話しましたように、景観法、それに基づく景観条例がありまして、市町村でその中で太陽光発電施設を届け出の対象とすることで必要な指導は行うことができます。また、防災に関する法令としまして

も、森林の保全を図るための森林法等により、それぞれ必要な規制がされております。

このように既に幾つかの法令がありますので、県が太陽光発電を規制する強制力のある条例を制定するためには、これらの法令に抵触しない範囲で、しかもそれぞれの法令の目的が異なる、保護すべき法的な利益を定める必要があります。また、工作物等の設置を伴う開発は幾つかあるんですけども、その中で太陽光発電だけを規制しなければならないという理由も明確に示さなければなりません。また、つくる以上は、現実的に規制が可能となるような実効力、強制力を確保する必要があります。

これらの課題がありますけれども、委員御指摘のとおり、景観や防災に関していろいろ問題も生じていますので、関係各課で協議しながら、また国とも相談するなどとして、本県独自の条例による規制が可能かどうか研究してまいりたいと考えております。以上です。

(太陽光発電の適正導入に向けたガイドラインについて)

小越委員

浅川委員の話の続きですが、今回ガイドラインをつくるということで一歩は前進かと思うんですけども、今までもうつくってしまった、稼働しているもの、それから、1ヘクタールより少ない小さいもの、北杜市も甲府市の周りも、1ヘクタール行かないところでパネルがパーッと並んでいるところがたくさんあります。森林関係なく、農転で農地にもできています。その上で、できてしまっているところにも、今すぐこのガイドラインの縛りをかけていただかないと困ると思うんですけども、既にできてしまったものに対してもこれを適用することができるのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 ガイドラインにつきましては、立地段階から検討すべきもの、配慮すべきことを示していきたいという趣旨でございまして、計画段階のところでは事業者に対する理解を求め、適正な導入を図っていこうというものでございます。したがって、既にできているものに対して適用するという考えではございません。

小越委員

そうしますと、これからは、売電価格のことも含めて大きいものはなかなかつくれなくなり、手を挙げることもやめるかもしれない。だけど、先ほどもありましたけれども、既に、未稼働のものを含めて、用地も買ってしまって、これからつくるところには縛りがかかることができたとしても、既に建設が始まり、パネルが置かれているところには、土砂の流出や雨水、斜面のこと含めて、手を加えるようなことをしないと、現実的に今困っている方々に対応できないと思うんです。条例をつくるのであれば、今これからつくるものも含めて、準ずるような形で規制をかけ、元へ戻す。それから、エネルギー局だけでなく、土砂災害の警戒区域のこともありますので、農政部とか、全体の知事政策局、総務部を含めて各課全部集まって、住民説明会をすることも含め、ガイドラインをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘がありました条例の制定ということになりますと先ほどエネルギー局長が答弁しましたとおり、既存の法律あるいは条例に抵触するという事は非常に難しい。その上でどういったことができるかということで研究をしてまいりたいと考えております。その研究の中で、その範囲でどういったことができるのかということもあわせて研究をしてまいりたいと思います。

小越委員

甲府市では今度、要綱で、山梨学院大学周辺は500平米、それ以外のところは1,000平米で届け出を要することになりました。届け出を要するといっても、そこは別に、何の縛りもないわけです。届け出をただで、はい、わかりましたと終わってしまうわけです。斜面がどうであろうが、土砂災害警戒区域であっても、法律上できると業者が言ってしまうと、甲府市は何にも返事をしなかったというのが善光寺山でした。それで、今、善光寺山も、雨が降るたびに、何か事故があったときに誰が責任をとってくれるのか、あの会社が責任とれるのかと非常に心配しています。それは県も市も承知しているけれども、何も手が出せません。

広島のようなことがあったときに、もう取り返しがつかないことになるので、私は、このガイドラインを策定すると同時に、今困っている問題に縛りをかけて、撤去するなり、改善するなり、縮小するとか含めたことを、考えられるのかどうか最後に聞いて終わりにします。

井出エネルギー政策課長 御指摘の点につきましては、過去できているものに対してどういったことができるのか、今現実にできてしまって、災害の危険や、景観上問題があるものに対してどういった適用ができるのかという御指摘かと思えます。既にできているものに対しては、少なくとも現状の法律なり条例の中でそこは違法なくできているとすれば、それは適正な形で法律上の手続は済んでいるということになるかと思えます。

私どもといたしましては、問題となるようなケースが出るたびに、御指摘をいただいた点につきましては、庁内の検討チームによる検討、あるいは業者に対する直接の行政指導ということで取り組んでまいりました。そうした形で、できるだけ安全で、地域の方々の理解に得られるような形で導入が進むことが望ましいと考えておりますので、この新たにできるものに対しての指導という観点で引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

以上

農政産業観光委員長 桜本広樹